

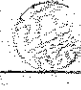

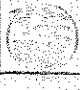


議 長	局 長	次 長	次長補佐	係 長	係
					
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 日議 4 </div>					

第7号様式（第5条関係）

令和6年 3月29日

流山市議会議長 坂巻 儀一 様

会 派 名 日本共産党
 代表者名 おだぎりたかし

流山市議会政務活動費収支報告書提出書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、経理責任者から令和5年度流山市政務活動費収支報告書が提出されたので、その内容を審査した結果、適正であると認めたので、同条第2項の規定により、別紙のとおり提出します。



令和6年3月29日

会派名 日本共産党
代表者 おだぎりたかし 様

経理責任者 植田 和子

流山市議会政務活動費収支報告書

流山市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和5年度政務活動費に係る収支を下記のとおり報告します。

記

1 収入

流山市議会政務活動費 1,600,000円

2 支出

項目	金額	内訳
調査研究費	0円	
研修費	27,000円	市町村財政分析基礎講座
広報費	1,000,890円	会派ニュース印刷代等
広聴費	0円	
資料作成費	241,763円	コピー機リース料等
資料購入費	4,860円	千葉の保育運動資料集等
人件費	0円	
事務所費	501,980円	事務所家賃代等
その他の経費	0円	
合計	1,776,493円	

3 自己負担金 176,493円

※支出が収入を上回った場合は、その差額は会派の自己負担となります。

4 返納額 0円

①

領収証

NO.20231022-7-1

日本共産党流山市議団 様

¥27,000-

但し 財政分析基礎講座受講料として

2023年10月22日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスエフ日野 103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

新 大和田流

多摩研

よくわかる! 市町村財政分析 基礎講座

大和田一紘氏の財政分析基礎講座を引き継ぎ、新たにリニューアルした講座をスタートします!

まずは、ご自分の市町村の財政を把握しましょう!

ご自分の自治体の財政を学ぶことは、その自治体の課題をトータルにとらえる力や能力を養うことです。
当講座では、自治体財政の一般論ではなく、ご自分の自治体の財政状況を把握するための方法を学びます。

2023年10月22日(日)・23日(月) 1日目 13:00~16:30 / 2日目 9:15~16:00

会場：都立多摩図書館 セミナールーム2

(〒185-8520 国分寺市泉町2-2-26 / JR中央線・武蔵野線 西国分寺駅より徒歩8分)

講師



石山雄貴氏
(鳥取大学准教授)



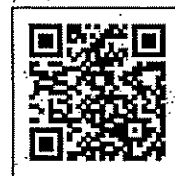
菊池稔氏
(名古屋立大学講師)



目黒重夫氏
(元府中市議会議員)

- 参加費：27,000円 (税込・以下同様)
[割引]・再受講 25,000円 ・町村議員 20,000円 ・多摩研会員 22,000円
・多摩研新規入会 21,000円 (町村議員 19,000円) ※「多摩研新規入会」の方は別途、年会費をいただきます。
- テキスト：『五訂版 習うより慣れろの市町村財政分析』
大和田一紘・石山雄貴・菊池稔 著、2,860円(税込)
- 宿泊：宿泊は各自でお手配ください。
- 申込方法

申込用紙に必要事項をご記入の上、FAXまたはemailでお申込。
もしくは、下記の申込フォームよりお申込ください。
http://www.tamaken.org/?page_id=1281
[FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp



講座の特徴

- 総務省が公表している各自治体の「決算カード」、「類似団体比較カード」の読み方を学ぶ。
自治体財政データの見方の基本を習得。
- ご自分の自治体の実際の財政データを使用し講義を進めるため、学びながら、
ご自分の自治体への関心が広がっていくプログラム。
- 講師の他にベテランのアシスタントがいるので、小さな疑問や不明な点も気軽に質問でき、
フォローが充実。

NPO法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 日野市神明3-10-5 エスプリ日野103

[TEL] 042-586-7651 [FAX] 042-514-8096 [email] tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp [HP] <http://www.tamaken.org/>

研修報告書

日本共産党

乾えり

1.日時 2023年10月22・23日

2.場所 都立多摩図書館

3.テーマ 「よくわかる！市町村財政分析」

市民の立場から自分の自治体の財政状況を把握する方法を学ぶ。

4.所感

2023年9月の流山市議会で、2022年（令和4年）度の決算が審議されたが、たいへん難しく感じ、少しでも理解を深めたいと思い、この講座に参加した。

決算カードの見方など勉強になった。ただし、この分析は単年度では不十分で、一定の期間を通じて比較すること、また類似の自治体と比較することなどが必要である。今回はその方法を学んだので、今後勉強を続けていくきっかけになればと考えている。

〒270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

お客様コード：140311

請求書

請求日 2023年6月30日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

品名	ホームページ更新料(2023年6月)	号数	号	受注No.	274473
規格	× ×	数量	1	注文No.	

内訳	数量	金額	備考
デザイン・編集代			
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代			
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代		13,800	
製版・出力代			
色校正代			
送信・受信代			
刷版代			
印刷代			
製本・加工代			
発送結束代			
用紙			
発送・運賃			

小計		13,800	
消費税 (10%)		1,380	
切手・ハガキ等立替金			

合計請求金額		¥15,180	
--------	--	---------	--

摘要	振込先口座	
----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

ご請求内容ご明細 (2023年 6月)

流山市議会 様 ホームページ [140311]

作業日時	内容	単価	数	計
2023/06/06	AS00072071 : 1) 議員の紹介 (更新) 【かんたん更新設置】	5000円	1	5000円
2023/06/06	AS00072071 : 1) 議員の紹介 (更新) 【テキスト追加・修正 A】	1000円	3	3000円
2023/06/06	AS00072071 : 1) 議員の紹介 (更新) 【写真 (データ持込) A】	600円	3	1800円
2023/06/07	AS00072166 : 1) 議員の紹介>小田桐議員: 「リーフレット」「ポスター」 (追加) 【顧客制作物のU P ロード A】	500円	2	1000円
2023/06/07	AS00072166 : 2) 議員の紹介>高橋議員: 「リーフレット」「ポスター」 (追加) 【テキスト追加・修正 A】	1000円	1	1000円
2023/06/07	AS00072166 : 2) 議員の紹介>高橋議員: 「リーフレット」「ポスター」 (追加) 【顧客制作物のU P ロード A】	500円	2	1000円
2023/06/16	AS00072229 : 1) 議員の紹介: 「高橋議員」 (更新) 【テキスト追加・修正 A】	1000円	1	1000円

合計 = 13800 円
 ご請求額(税込み) = 15180 円

①

2023年 7月19日

領 収 書

No. 274473

日本共産党 流山市議団 様

摘 要	金 額
ホームページ更新料 (2023年6月)	¥15,180 -

上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

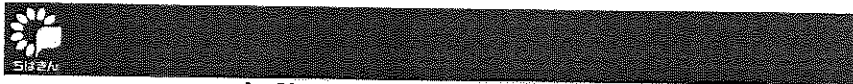
東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

電話 03 (3497) 0531 (代表)

取扱者



②



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
05-07-19	079	2	N				76	引出
万円	千円	百円	十円	円	角	分	厘	お取引金額
								¥15,180
								お取引後元帳残高
								¥330*****
ご案内		* お振込明細 *				280076		
お振込先								
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレヤマシキタン ウエダ		様				
								14:21
								印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済

■印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。

裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

〒270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請求書

請求日 2023年7月31日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

お客様コード：140311

品名	流山民報 No213	号数	号	受注No.	274732
規格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数量	40,000	注文No.	274732

内訳	数量	金額	備考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,200	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		87,400	
発送・運賃		19,000	

小計	290,600	
消費税 (10%)	29,060	
切手・ハガキ等立替金		

合計請求金額	¥319,660
--------	----------

摘要	振込先口座	
----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

3

2023年 8月17日

領 収 書

No. 274732

日本共産党 流山市議団 様

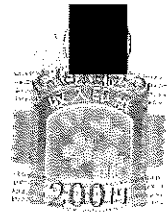
摘 要	金 額
流山民報 No213	¥319,660 -

上記金額を正に領収致しました

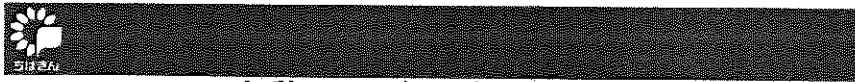
あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

電 話 03 (3497) 0531(代表)



4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日 05-08-17	取扱店 079	号機 A	NB N	銀行番号	口座店	口座番号	通番 76	お取引内容 引出
万円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
お取引金額							円	お取引後元帳残高
¥319,660							¥550	円
ご案内		* お振込先		* お振込明細		200076		
		お振込先		[Redacted]		12:00		
ご依頼人		ニホキヨウサントウカガレイマシキダン		ウイダ		様		
		[Redacted]		[Redacted]		印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済		

印紙税納付の必要がない場合は *印で消しております。裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

「値上げつづきで、くらしが大変」「紙の保険証は残して」

公約実現へ 全力をつくします

日本共産党



7月24日、核兵器廃絶国民平和大行進が市内で実施され、日本共産党市議団も参加しました。核兵器廃絶条約への署名・批准を政府へ求める国民的運動が広がり、流山市は賛同するいっぽう市議会は、請願を不採択しました（国内的には659地方議会が賛同しています）。

物価高騰対策 8億円事業化

改選直後の5月、新しい顔ぶれとなった日本共産党市議団は、市民から寄せられた要望をもとに物価対策を市長に要請。その後、議会に提出された物価対策では、8億3千万円余（介護・障害者の事業所支援1億1500万円弱、私立保育所等支援7800万円余、家電買替補助1億4千万円余など）が事業化されました。いっぽう、高校2・3年生への支援はなく、水道料金の引き下げもしないなど全市民的規模での対策に課題を残しました。引き続き公約実現へ、全力を尽くす決意です。

誤交付・誤登録・情報漏えい…マイナンバーカードへの不満・不信が噴出。日本共産党は国会はもとより、市議会にも市民の声を届けてきました。安全運用を繰り返すだけの市当局も、日本共産党市議団の提案を受け、5月末に国へ要請書を提出。さらに、市議会では「取得は義務ではない」と答弁しました。

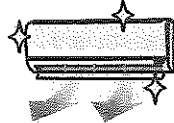
また、2024年に紙の保険証を廃止するという国の計画が中断・延期されても市民にデメリットは生じないという立場を明らかにしました。マイナンバーカードは、命と健康にかかわるトラブルも多発しかねません。紙の保険証廃止やマイナンバーカードの使用強制をやめさせるまで、一緒に運動を広げましょう。

取得「義務」ではない「市答弁」

「本当にうれしい」

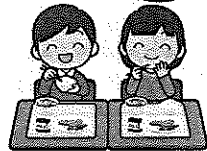
学校体育館エアコン

体育館へのエアコン設置が完了し、子ども達から「快適だ」など、喜びの声が聞かれています。いっぽう、技術室などエアコン未設置教室での授業が一部残されており、熱中症から子どもを守る万全の取り組みが急務です。



給食無料化・有機野菜使用拡大 反対?

給食無料化・有機野菜の使用拡大を求める請願が不採択に…。4月の改選で誰もが「子育て支援」を掲げているだけに、市民から「強い憤りを感じる」との声も…。



2023年第2回定例会 星取表

会派	結果	流政会													自民党		公明党		流山みらい											
		乾 高橋 植田 小田 小沢 鈴木 矢口 川本 渡辺 近藤 石原 坂巻 笠原 青野 中川 海老原 桑畑 岡 戸辺 野村 宇田 清水 西尾 梅山 中村 藤井 森田 阿部	光 和子 仙 久美 大 仁二 美保 修治 儀一 久恵 直 弘 功一 伴子 明彦 滋 誠 稔子 大 段 栄子 彰男 俊行 洋一 治正	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長	議 長										
議員名 ○賛成 ×反対 -棄権 ※議長は表決に参加しない。		乾	高橋	植田	小田	小沢	鈴木	矢口	川本	渡辺	近藤	石原	坂巻	笠原	青野	中川	海老原	桑畑	岡	戸辺	野村	宇田	清水	西尾	梅山	中村	藤井	森田	阿部	
白みりんミュージアム建設工事請負契約の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
核兵器禁止条約への署名・批准を国に求める請願書	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
学校給食の完全無償化の実施を求める請願書	不採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
①完全無償化		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
②有機農産物の使用拡大		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
インボイス制度の延期・見直しを求める意見書	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○



流山市加4-1688 TEL/FAX 04 (7157) 6140

メールアドレス giindan@nagareyama-jcp.jp
ホームページ http://www.nagareyama-jcp.jp/

ご意見・ご要望をお寄せください

市民目線でキツパリ対決 日本共産党の4議席



小田桐仙 植田和子 高橋あきら 乾えり

改選後、本格的な議会は初めて。市民の願いに
応える議会はもとより、各党派や各議員の取り組
みが問われました。

日本共産党市議団は、課題追及にとどまらず、
解決策を提示し、願いを一步でも前進させるべく、
市議団4人一丸となって取り組みました。

感染症

「感染症の位置づけが引き下げられ
ても、ウイルスがなくなったわけ
ではありません」…市も危惧する新型コロナウイルス
感染症。「第9波か」との指摘もあるのに、必要な人
が入院できる感染病床も、人員体制もありません。
市の姿勢を追及し、課題解決を求めました。

医療

人口10万人当りの病床数は、本
市の場合、千葉県平均から402床
も下回っています。しかも年々、深刻さが増大。「入
院できる小児病床の確保や救急体制の充実・拡充は
市民の喫緊の願い」と唯一議会で指摘し、改善を求
めました。

「物価高騰の最中になぜ値上げ?」「市
長選挙での公約は捨ててしまったの?」…
ぐりーんバスの料金値上げ案に、不満が
高まっています。日本共産党市議団は、「市
民のメリットがない」とキツパリ指摘。10
月導入案に「拙速」と批判しました。
いま必要なことは、市民の足（移動手段）
をどう確保するのかを市民・議会・行政・
事業者がしっかり話し合うことではないで
しょうか。

バス 交通

料金値上げの一方、
市民メリットは「ない」



高齢者も対象へ

福祉タクシー条例案を準備

日本共産党市議団は、バス交通に
とどまらず、福祉タクシー制度を改
善・拡大し、免許返納者等、高齢者
の足を確保する条例案を準備中です。

ムダな 箱モノ 建設着工へ

白みりんミュージアム
日本共産党は反対

議会に提出された木造平屋の建設契
約議案は賛成多数で、可決に。しかし、
坪単価227万9
千円は、一般的な
木造商業施設（57
万円/坪）の4倍
、消防本部新施設
（鉄筋コンクリー
ト4階建て・免震
構造）の223万
9千円/坪より高
額です。しかも維
持管理費は不明：
「破綻したムダな
箱モノ行政」と日
本共産党市議団は
反対しました。



市議会 ねほりはほり

インボイス制度の延期求める意見書 可決

インボイス（適格請求書）制度の実施（今年10月）がせまるも、税理士
に加え、俳優・声優、アニメーター、プロスポーツ選手などが、増税や事務量
増加等を理由に導入延期・制度見直しを求めています。国民的運動や世論の
広がりが、大きく影響した成果です。最後までご一緒に声をあげましょう。

教員の欠員 見て見ぬふりでいいの?

流山市議会では、党派を超えてより良い案を練り上げる「議会改革」の歴史
があります。しかし公明党市議団は、過去2度にわたり特別支援教育をめぐる
意見書発議に反対しながら、いまになって特別支援教育の充実を願う意見書
案を提案。しかも、特別支援教育を含めた
教育界が直面する「教員の欠員解消や働き
方改革」という課題は記載せず、さらに
「（記載すれば）争点がぼける」との立場を
示したことから、日本共産党市議団は、「案
文に賛同すれば、課題を覆い隠すことに加
担する」と反対しました。



身近な要求実現



犬のふん放置禁止看板の設置
（美和1号公園）
乾えり



道路舗装と安全対策
（前ヶ崎60地先）
高橋あきら



壊れた玩具、直りました
（江戸川台7号公園）
植田和子



1年半放置されたトラック撤去
（東初石3丁目）
小田桐仙

〒270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請求書

請求日 2023年10月31日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2

Tel.03-3497-0531

Fax.03-3497-0043

登録番号 T1011001000813

お客様コード: 140311

品名	流山民報 No214	号数	号	受注No.	276323
規格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数量	40,000	注文No.	276323

内訳	数量	金額	備考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,200	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		93,100	
発送・運賃		19,000	

小計(税込)	296,300	10%対象	296,300
消費税	29,630	10%消費税	29,630
切手・ハガキ等立替金(税込)		10%対象	
		10%消費税	

税抜合計	¥296,300
消費税合計	¥29,630
合計請求額	¥325,930

摘要	振込先口座	
----	-------	--

上記の通り御請求申し上げます。

5

2023年11月15日

領 収 書

No. 276323

日本共産党 流山市議団 様

摘 要	金 額
流山民報 No214	¥325,930 -

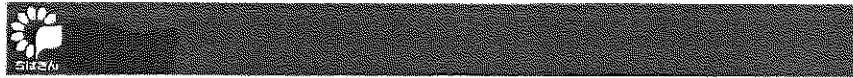
上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
電 話 03 (3497) 0531 (代表)



6



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内 引 出			
05-11-15	079	1	N				234				
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	お取引後元帳残高
										円	円
										¥325,930	¥550*****
ご案内		* お振込明細 *				2A0234					
お振込先								15:54			
ご依頼人		ニホンキョウサントウナカレマシキ"タン ウイタ" 様						印紙税申告納付につき千葉県税務署様宛			

印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

7

No. _____

領 収 証

2023年11月27日

日本共産党流山市議団

様

金 額	¥ 12,210
-----	----------

折 込 日 11 月 30 日 (木)

折込枚数 3000 枚

サイ ズ A5 A4 A3 その他 ()
 B5 B4 B3

折込料金として上記金額正に領収いたしました。

〒270-0163 流山市南流山1-15-16
 電話 04-7159-4804 FAX 4803

有限会社 南流山新聞販売
 代表取締役 森 剛 士

登録番号 T7040002052401

扱者印

収 入 印 紙

「子どもの発熱時に受診できない」「病床不足が深刻」



救急医療の維持・充実を

日本共産党



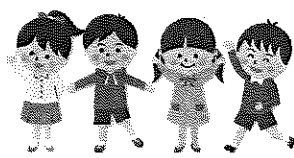
10月4日に開かれた社会保障推進流山市協議会の自治体要請キャラバン。日本共産党市議団4人も参加しました。参加者からの要望を受け、「就学援助制度の対象者拡大は優先課題」と市が回答しました。

「子どもの発熱で問い合わせしても、どこも断られてしまう…」悲痛な声は、医療現場や市保健センターで共有化され、切実な課題となっています。流山市では、人口急増下でも医療は民間丸投げ。そのため人口比の病床数は、県下最低レベルです。日本共産党市議団は、少なくとも救急医療は市の責任を果

「命の危機まで見て見ぬふり」許せません

コロナ禍、物価高騰のなか… 財政黒字を活かし、生活応援を

流山市の令和4年度一般会計決算は、市議会賛成多数で可決しましたが、日本共産党市議団は以下の理由で反対しました。①コロナ禍と物価高騰が続くなか、決算は3年連続、21億円超の大幅黒字となり、積立ても2年連続、15億円超に。一方、市民生活への支援や福祉の増進は不十分。②市長が肩入れするソーリズム（観光）では、白みりんミュージアム建設に多くの費用が投じられ、さらに、旧割烹新川屋の改修費が5億円もかかることが明らかに。③専門性の高い職員の育成や増員も不十分となり、児童虐待の相談件数は職員一人当たり3300件超となり、深刻です。引き続き、市民のみならずとご一緒に、市政の改革へ全力をあげます。



マイナカード

市民の陳情を否決 日本共産党は賛成

トラブルが相次ぐマイナンバーカード、市民の4人に1人は持っていない。紙の保険証を廃止することに批判が高まっています。市長も「保険証廃止は撤回すべき」と回答（8/4付千葉日報アンケート）。日本共産党市議団の質問では、導入経費は本市だけで総額10億1千万円にもなり、そのうち市民の血税が



2023年第3回定例会 呈取表

Table with columns for political parties (日本共産党, 流政会, 自民, 公明党, 流山みらい) and rows for various council resolutions. The table uses '○' for approval and '×' for opposition.

市民の願いとどける 日本共産党の4議席

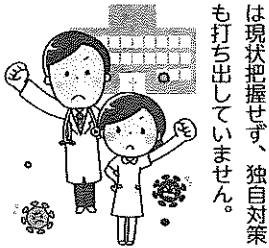


小田桐仙 植田和子 高橋あきら いぬいえり

市長・市議の改選から半年。日本共産党市議団は議会内での取り組みに加え、感染症対策や物価高騰対策、熱中症対策を市

長へ要請。また、市民的怒りが広がった「サラリーマン増税」の撤回を求める等、国・県・市への予算要望に取り組んでいます。

新型コロナウイルスとインフルエンザの同時流行で学級閉鎖が次々と。日本共産党市議団は、公費負担の削減により業代が9千円にもなることを告発。専用病床確保に向けた補助復活を提案しました。しかし、市



コロナ対策 感染拡大防止へ 市の役割果たせ

は現状把握せず、独自対策も打ち出していない。

免許返納支援「1年」限定?

免許返納者への支援がスタート。日本共産党市議団の提案も入り、タクシー券も導入に。しかし支援は「1年」限定、75歳未満は対象外。あまりに「不十分」です。

ぐりーんバス料金値上げに対し、市民から多数の反対意見が。しかし、値上げは強行され、民間バス2路線も廃止される方向です。取支率や採算のみを指標とするバス運行から、地域住民の「足の確保」という目的のために、官民の協働が重要です。地域公共交通は根本から見直すべきです。



バス交通 「値上げやメーター」の声を 無視するな 足の確保を

不登校の小中学生が約29万9千人。10年連続で増加し、過去最多（文部科学省調査）を憂慮する声があがっています。市内でも不登校の児童生徒は400人超に。日本共産党市議団の要望もあり、不登校等を所管する担当室では、教員免許保有職員以外に、スクールカウンセラーを増員。しかし市長の方針により、体制の7割弱は非正規雇用。さらなる改善が急務で



教育 不登校400人超 きめ細やかな支援を

また市内でも50人以上が民間フリースクールに就学しており、きめ細やかな支援の一つとして通学補助等の支援が待たれています。

市議会 ねほりはほり

「ガソリン、リットル175円は安い」市長答弁にビックリ

物価対策について、市議会でもやっと強化を求める声が増えてきました。また国民世論に押され、電気やガソリンへの補助延長を政府が表明。しかし、「負担を軽減するために、ガソリン価格は175円を水準に…」との岸田首相の発言や「ガソリン、175円は安い」と断言した市長に市民の生活感を感じられません。市民に寄りそう政治が求められています。

身近な要求実現

交差点の舗装・整備 (富士見橋) 高橋あきら

念願!ベンチ設置 (江戸川台14号公園) 植田和子

歩行者安全「検討」約束 (根方道路) 小田桐仙

横断歩道の安全対策 (流山北小学校前) いぬいえり

〒 270-0157

千葉県流山市平和台1-1 流山市役所
日本共産党議員団控室

日本共産党 流山市議団 御中

請求書

請求日 2024年1月31日

納品日 2024年1月15日

あかつき印刷株式会社

〒151-0051

東京都渋谷区千駄ヶ谷1-25-2

Tel. 03-3497-0531 Fax. 03-3497-0043

お客様コード: 140311

登録番号 T1011001000813

品名	流山民報 No215	号数	号	受注No.	278438
規格	BT割B4 382×273 2頁 4色×4色	数量	40,000	注文No.	278438

内訳	数量	金額	備考
デザイン・編集代		70,000	
写真撮影代			
制作代			
写真・地紋代		4,200	
表・グラフ代			
版下制作代			
情報処理代			
製版・出力代		8,000	
色校正代		2,000	
送信・受信代			
刷版代		24,000	
印刷代		56,000	
製本・加工代		20,000	
発送結束代			
用紙		93,100	
発送・運賃		19,000	

小計 (税込)	296,300	10%対象	296,300
消費税	29,630	10%消費税	29,630
切手・ハキ等立替金 (税込)		10%対象	
		10%消費税	

税抜合計	¥296,300
消費税合計	¥29,630
合計請求額	¥325,930

摘要	振込先口座
----	-------

上記の通り御請求申し上げます。

8

2024年 2月28日

領 収 書

No. 278438

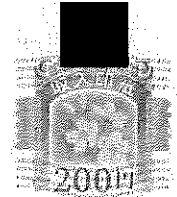
日本共産党 流山市議団 様

摘 要	金 額
流山民報 No215	¥325,930 -

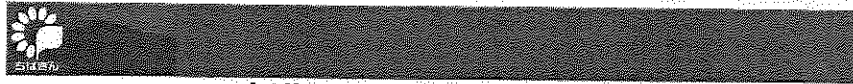
上記金額を正に領収致しました

あかつき印刷株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-2
 電 話 03 (3497) 0531 (代表)



9



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
06-02-28	079	1	N				364	引 出
万円	千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
							お取引金額 円	お取引後元帳残高 円
							¥325,930	¥550 ****
ご案内 *		* お振込明細 *				2A0364		
お振込先		[Redacted]						17:36
ご依頼人		ニホキヨウサントウナカレマシキダン ウイダ 様						印紙税申告納付につき千葉東
		[Redacted]						秋葉原承認済

■印紙税納付の必要がない場合は
 *印で消しております。
 裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

「政治の私物化はダメ」「暮らしが大変」

今こそ政治を変えよう

日本共産党

新年おめでとうございます。

能登半島地震に被災されたみなさまに心からお見舞い申し上げます。1日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。日本共産党は現地の調査・救援活動に協力することともに、災害救援募金への協力を呼びかけます。昨年未は、自民党の裏金疑惑などが発覚。また新年度に向けて、岸田政権が軍事費を大幅に増額する一方、国民負担を増やす計画です。市政でも、市民生活を壊しかねない政治が進められようとしています。

日本共産党は、腐敗政治の一扫とともに、大幅な賃金引き上げと、福祉や教育を優先する政治の実現めざし、引き続き全力をあげる決意です。変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。



12月22日、幼児教育支援センター附属幼稚園（江戸川台）を見学する日本共産党市議団

公立幼稚園を存続し、 幼児期の手厚い支援は充実を

幼児教育支援センター附属幼稚園（以下、公立幼稚園）では、幼児期の学びを小学校教育へ円滑に接続させる千葉県モデル（県内5園だけ）に選ばれ、保護者や地域住民、そして卒園生からも高く評価されています。

一方市長は、コストカットを優先し、2025年度末で公立幼稚園を廃園する方針です。そのため、廃園以外、専門家の議論は棚上げし、反対意見も無視。市教育委員会の歴史上初めて、賛否が分かれる中、方針が決定されました。

そもそも廃園方針は、市長選のマニフェストにも掲載せず、市の実施計画などにも記載がなく、あまりに唐突です。保護者らは、存続を求める立場から議会に陳情書を提出。継続審査を勝ち取っています。日本共産党は、教育現場への強権的な政治介入と政治の私物化に厳しく対決するとともに、実践に裏付けられた幼児期の手厚い支援をさらに充実させるため、最後まで市民と全力を尽くします。

幼稚園存続を求める署名にご協力ください。



ガザ地区 即時停戦を求める決議 可決

市議会では、「ガザ地区へを求めた決議（日本共産党の大規模軍事攻撃に抗議し、提案）が全会一致で可決され人道的立場に立つて即時停戦しました。

みなさんと力を合わせ実現

2023年の実績

- 学校給食無償化（第3子以降）
- 子どもの医療費助成の対象拡大（高校3年生まで）と所得制限の導入中止
- 全小中学校体育館にエアコン設置
- 既存小学校のロッカー等改修スタート
- 子どもの生活状況調査実施
- 75才以上の免許返納支援スタート
- 学校や保育園の給食食材費補助や省エネ家電買い替え促進等の物価高騰支援対策
- パートナーシップ制度の導入に向けた準備
- DV・虐待相談体制の拡充など

2023年第4回定例会 星取表

会派	日本共産党										流政会					自民党		公明党		流山みらい								
	乾	高	植	小	小	鈴木	矢	川	大	近	石	坂	笠	青	中	海	桑	岡	戸	野	宇	清	西	橋	中	藤	森	阿
議員名 ○賛成 ×反対 一票権 ※議長は表決に参加しない。	えり	光	和	仙	み	ゆう	大	大	美	保	修	一	直	直	弘	功	子	明	滋	誠	子	大	大	子	男	行	洋	正
議員の手当引き上げ条例改正（可決）	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
最低賃金の更なる引き上げを求める意見書（可決）	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
白みりんミュージアムの設置・管理条例（可決）	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
医療・介護の人員増と処遇改善を求める意見書提出を求める陳情書（不採択）	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○
現行保健証の存続を求める意見書（否決）	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○

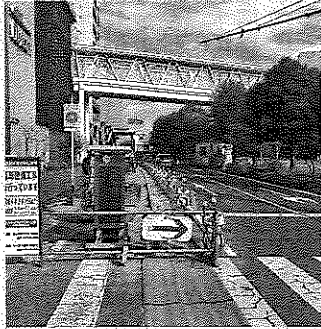
市民目線でしっかり追及 日本共産党の4議席



小田桐たかし 植田和子 高橋あきら いぬいえり

SNSで話題

通称「いざきロード」?



おおたかの森地区の道路。市長の一声で「再整備」。約3億円の経費が投入されます。

総事業費7億円に増額
白みりんミュージアムの
設置・管理条例が議会で審
査され、「ムダな箱物行政」
の実態が浮き彫りに。
建設費は、当初4億4千
万円に加え、外構・内装工
事等で総額7億円にも。年
間の維持管理費は5千万円
に対し、収入は600万円
（2万人の来場者予定。毎
年4千万円超の赤字穴埋め
税金の使い方が間違っ
ています。

「白みりんミュージアム 毎年4千万円の赤字

12月20日に閉会した第4回定例会。
市長の政治の私物化が次々と。一方、
議会のチェック機能は…



来年度、介護保険料の基準額
は月6千円を超えることに。また、
後期高齢者医療保険料も値上げ
の年です。しかし、市議会で追
及したのは日本共産党だけです。

介護医療 負担増、サービス 切り捨てはストップを



日本共産党は、「介護保険制度
の改善を求める意見書提出を求
める陳情」に、唯一本会議で、
賛成討論を行い、最後まで陳情
採択を求めました。

市独自の無償化拡大は否決さ
れたものの、委員会審議で、第
2子半額（1億5千万円）が予
算上、実現可能であることも判
明しました。

日本共産党は、フリースク
ールに通学する子どもへの経済的
支援を提案。1人月1万円を支
給しても総額180万円で実現
できます。

教育 給食無償化の拡充を フリースクールの経済的支援を

今議会、市民が提出した「給
食の保護者負担軽減を求める請
願」が審査され、国への意見書
提出が採択されました。

全国の不登校児童生徒は30
万人弱（22年度末）となり、流
山市でも351人（昨年10月末
と憂慮すべき事態です。

市議会 ねほりはほり

救急医療の体制構築を

保守系議員（流政会）は、夜間小児救急の改善
を求める質問をする一方、医療・介護の人員増な
どを求める市民の陳情には反対しました。

医療従事者や医療機関への非難だけでは問題
は解決しません。救急医療体制を維持・充実する
ための経費を増額し、安心・安全な市政をどう築
くのか…市長・議員の行動力が問われています。

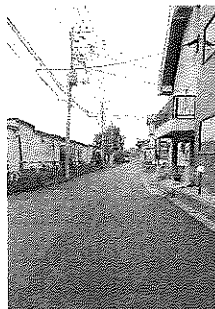
市長・議員の手当て増額の一方で

市長と議員の手当引き上げ条例が可決（日本
共産党は反対）。市長は12万円、議員で5万5千円
の手当引き上げです。一方、「最低賃金引き上げ
を求める意見書」は反対…市民には冷たすぎませ
んか？

身近な要求実現



データセンター建設計画
事業者が取り下げ（平和台）
いぬいえり



道路整備・舗装
（前ヶ崎370地先）
高橋あきら



スクールゾーン入口、わかりやすく
なりました（新川小学校）
植田和子



本格的工事始まる
（初石駅）
小田桐たかし

資料作成費

資料作成費支出合計 241,763円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R5.6.5	コピー機リース料	9,790円	①	6月分
R5.7.3	コピー機リース料	9,790円	②	7月分
R5.7.24	コピー用紙代(たのめーる)	62,788円	③	A4サイズ B4サイズ
R5.7.24	コピー機カウント料金	1,492円	④	6月1日検針内容
R5.8.3	コピー機リース料	9,790円	⑤	8月分
R5.8.23	コピー機カウント料金	924円	⑥	7月3日検針内容
R5.9.4	コピー機リース料	9,790円	⑦	9月分
R5.9.25	コピー機カウント料金	1,179円	⑧	8月2日検針内容
R5.10.3	コピー機リース料	9,790円	⑨	10月分
R5.10.13	コピー用紙代	3,293円	⑩	A3サイズ
R5.10.23	コピー機カウント料金	1,029円	⑪	9月1日検針内容
R5.11.6	コピー機リース料	9,790円	⑫	11月分
R5.11.9	コピー使用料	12,985円	⑬	上半期分(議会事務局)
R5.11.24	印刷機用インク代	35,200円	⑭	
R5.11.24	振込手数料	220円	⑭	
R5.11.24	コピー機カウント料金	1,328円	⑮	10月3日検針内容
R5.12.4	コピー機リース料	9,790円	⑯	12月分
R5.12.25	コピー機カウント料金	1,328円	⑰	11月1日検針内容
R6.1.4	コピー機リース料	9,790円	⑱	1月分
R6.1.23	コピー機カウント料金	1,654円	⑲	12月1日検針内容
R6.2.5	コピー機リース料	9,790円	⑳	2月分
R6.2.26	コピー機カウント料金	1,848円	㉑	1月5日検針内容
R6.3.4	コピー機リース料	9,790円	㉒	3月分
R6.3.19	コピー使用料	18,595円	㉓	下半期分(議会事務局)

270-0176

千葉県流山市加4-1688

日本共産党 流山市議団 御中

(4201K0513494) 00493-00493

(お問い合わせ窓口)

102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス(株)

事務センター
0570-003338

【営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)】

ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2020年10月14日	お問い合わせ番号	4201K0513494
商品名	テレビ付フックウキ ※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2020年10月14日から 2026年10月13日まで (72ヵ月)		
お支払合計額	704,880円	内消費税額	64,080円

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、口座番号は表示しておりません。

支店	口座番号*****
預金種別	口座名義人
お取扱店	株式会社 トーエイ TEL 0473-41-7541

お支払明細

作成日 2020年10月25日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。
ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、
ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。
今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数・数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高	お支払回数・数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	2020/11	9,790円	890円	695,090円	49	2024/11	9,790円	890円	225,170円
2	2020/12	9,790円	890円	685,300円	50	2024/12	9,790円	890円	215,380円
3	2021/1	9,790円	890円	675,510円	51	2025/1	9,790円	890円	205,590円
4	2021/2	9,790円	890円	665,720円	52	2025/2	9,790円	890円	195,800円
5	2021/3	9,790円	890円	655,930円	53	2025/3	9,790円	890円	186,010円
6	2021/4	9,790円	890円	646,140円	54	2025/4	9,790円	890円	176,220円
7	2021/5	9,790円	890円	636,350円	55	2025/5	9,790円	890円	166,430円
8	2021/6	9,790円	890円	626,560円	56	2025/6	9,790円	890円	156,640円
9	2021/7	9,790円	890円	616,770円	57	2025/7	9,790円	890円	146,850円
10	2021/8	9,790円	890円	606,980円	58	2025/8	9,790円	890円	137,060円
11	2021/9	9,790円	890円	597,190円	59	2025/9	9,790円	890円	127,270円
12	2021/10	9,790円	890円	587,400円	60	2025/10	9,790円	890円	117,480円
13	2021/11	9,790円	890円	577,610円	61	2025/11	9,790円	890円	107,690円
14	2021/12	9,790円	890円	567,820円	62	2025/12	9,790円	890円	97,900円
15	2022/1	9,790円	890円	558,030円	63	2026/1	9,790円	890円	88,110円
16	2022/2	9,790円	890円	548,240円	64	2026/2	9,790円	890円	78,320円
17	2022/3	9,790円	890円	538,450円	65	2026/3	9,790円	890円	68,530円
18	2022/4	9,790円	890円	528,660円	66	2026/4	9,790円	890円	58,740円
19	2022/5	9,790円	890円	518,870円	67	2026/5	9,790円	890円	48,950円
20	2022/6	9,790円	890円	509,080円	68	2026/6	9,790円	890円	39,160円
21	2022/7	9,790円	890円	499,290円	69	2026/7	9,790円	890円	29,370円
22	2022/8	9,790円	890円	489,500円	70	2026/8	9,790円	890円	19,580円
23	2022/9	9,790円	890円	479,710円	71	2026/9	9,790円	890円	9,790円
24	2022/10	9,790円	890円	469,920円	72	2026/10	9,790円	890円	0円
25	2022/11	9,790円	890円	460,130円					
26	2022/12	9,790円	890円	450,340円					
27	2023/1	9,790円	890円	440,550円					
28	2023/2	9,790円	890円	430,760円					
29	2023/3	9,790円	890円	420,970円					
30	2023/4	9,790円	890円	411,180円					
31	2023/5	9,790円	890円	401,390円					
32	2023/6	9,790円	890円	391,600円					
33	2023/7	9,790円	890円	381,810円					
34	2023/8	9,790円	890円	372,020円					
35	2023/9	9,790円	890円	362,230円					
36	2023/10	9,790円	890円	352,440円					
37	2023/11	9,790円	890円	342,650円					
38	2023/12	9,790円	890円	332,860円					
39	2024/1	9,790円	890円	323,070円					
40	2024/2	9,790円	890円	313,280円					
41	2024/3	9,790円	890円	303,490円					
42	2024/4	9,790円	890円	293,700円					
43	2024/5	9,790円	890円	283,910円					
44	2024/6	9,790円	890円	274,120円					
45	2024/7	9,790円	890円	264,330円					
46	2024/8	9,790円	890円	254,540円					
47	2024/9	9,790円	890円	244,750円					
48	2024/10	9,790円	890円	234,960円					

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

＜営業担当窓口＞ 千葉支店
千葉市美浜区中瀬1丁目9番2号

SHARP

領収証

領収証番号 3F10Q96

発行日 2023年 6月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

領収内容内訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金額 円
2023年 6月 5日	口座振替	9,790
合計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 0570-003338 FAX 06-4964-6308

SHARP

領収証

領収証番号 3G10735

発行日 2023年 7月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

領収内容内訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金額 円
2023年 7月 3日	口座振替	9,790
合計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 0570-003338 FAX 06-4964-6308

【ご利用代金明細書】

270-0176
 千葉県流山市加4-1688
 日本共産党流山市議団
 様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

締切日 銀行振替予定日
 2023年6月27日 2023年7月24日

お客様コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする会社

株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
 TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担当 ★ [Redacted] 8時-17時(休日祝) 振替[27]

◎社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

【お支払は、ご指定銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させて頂きます。】 発行日2023年6月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 *は消費税込金額です。 (9275) No. 53

前のご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	ご請求残高
3,351	3,351	0	58,437	5,843	64,280	64,280
年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
23 6 5	905019	TA2553cj コピー料金別紙明細書 【消費税】 【伝票計】	1			1,357 135 1,492
23 6 25	125271	たのめーる(通販)ご利用料金 [6月分] 【伝票計】 日本共産党流山市議団	1	ヶ月		62,788 * 62,788
					【税込お買上額】	64,280
		【御買上額(税抜)】 【消費税額等】 《課税対象額 58,437》 【お買上額合計(税込)】				58,437 5,843 64,280

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

発行日 2023/06/30
請求No. R01003560_0471576140000

〒270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

たのめーるご利用明細書

〒270-0006
千葉県松戸市大金平5-412-1
株式会社トーエイ
TEL : 047-309-8888 FAX : 047-349-3939

③の明細書

金額	消費税	合計
57,080	5,708	62,788

売上日付	伝票No.	商品名	数量	単価	金額(税抜)	消費税	金額(税込)
税率: 0.1							
2023/06/06	TM4Y640928-10	PPC Paper Type FW A4 1箱(5000枚:500枚×10冊)	10	2,998	29,980		
2023/06/06	TM4Y640928-10	PPC Paper Type FW B4 1箱(2500枚:500枚×5冊)	10	2,710	27,100		
2023/06/06	TM4Y640928-10	配送料	1	0	0		
					小計(税抜) 57,080	消費税小計 5,708	金額(税込)小計 62,788

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年6月5日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

④の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,357 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カウ ント 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/05/08	2023/06/01	
モノクロ		23,073	24,515	1,442
フルカラー		1,340	1,368	28

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 1,442 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,427	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	427	0.80	341
フルカラー			
(ご利用 28カウント)	1%控除後ご利用カウント	27	
基本料金			0
1~	27	8.00	216
【金額合計(税抜)】			1,357

【備考】

3

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 16871

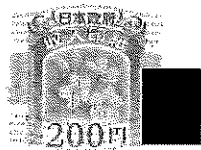
日本共産党流山市議団 様

2023年7月24日

金額 ¥62,788

上記の金額正に領収いたしました
但し 6/27締たのめーる利用料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	



管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System



本社 千葉県松戸市大金平5-4

TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

4

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 16870

日本共産党流山市議団 様

2023年7月24日

金額 ¥1,492

上記の金額正に領収いたしました
但し 6/27締ポ-カ-外料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System



本社 千葉県松戸市大金平5-4

TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

【ご利用代金明細書】

270-0176
 千葉県流山市加4-1688
 日本共産党流山市議団
 様
 TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

締切日 銀行振替予定日
 2023年7月27日 2023年8月23日

お客様コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする会社

株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
 TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担当 ★ [REDACTED]
 8時-17時(休日祝) 振替[27]

◎社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

【お支払は、ご指定銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させて頂きます。】 発行日 2023年7月31日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 *は消費税込金額です。 (9275) No. 53

前回ご請求残高	ご入金金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	ご請求残高
64,280	64,280	0	840	84	924	924
年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額
23 710	910039	TA2553ci コピー機料金別紙明細理 【消費税】 【伝票計】 日本共産党流山市議団	1			840 84 924
					【税込お買上額】	924
		【御買上額(税抜)】 【消費税額等】 《課税対象額 840》 【お買上額合計(税込)】				840 84 924

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年7月10日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

⑥の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 840 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カウ ント 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/06/01	2023/07/03	
モノクロ		24,515	25,018	503
フルカラー		1,368	1,374	6

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 503 カウント)	1%控除後ご利用カウント	497	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 6カウント)	1%控除後ご利用カウント	5	
基本料金			0
1~	5	8.00	40
【金額合計(税抜)】			840

【備考】

SHARP

領収証

領収証番号 3H10N68

発行日 2023年 8月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき趣町税務署承認済

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー シャープファイナンス株式会社

Table with columns: 領収日, お支払方法, ご契約番号, 金額. Includes a summary row for 合計 9,790.

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 0570-003338 FAX 06-4964-6308

XE016

6

コードNo. 0471576140000

領収証

No. 16923

日本共産党流山市議団

様

2023年8月23日

金額 ¥924

上記の金額正に領収いたしました 但し 7/27締コピーカントリー料金(口座振替)

Table with columns: 内訳, 小切手, 現金

収入印紙

Table with columns: 管理者印, 集金者印, 作成者印

ビジネス ソリューション System

株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5-4-2 TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

【ご利用代金明細書】

270-0176
 千葉県流山市加4-1688
 日本共産党流山市議団
 様
 TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6146

締切日 銀行振替予定日
 2023年8月27日 2023年9月25日

お客様コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする会社

株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
 TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担当 ★ [Redacted] 8時-17時、休「日祝」振替[27]

◎社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

【お支払は、ご指定銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させて頂きます。】 発行日2023年8月31日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 *は消費税込金額です。 (9275) № 66

前回ご請求残高	ご入金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	ご請求残高	
924	924	0	1,072	107	1,179	1,179	
年月日	伝票NO	商 品 名		数 量	単 位	単 価	金 額
23 8 8	908098	TA2553ci コピーカウント料金別紙明細理 【消費税】 【伝票計】		1			1,072 107 1,179
		日本共産党流山市議団				【税込お買上額】	1,179
		【御買上額(税抜)】 【消費税額等】 《課税対象額 1,072》 【お買上額合計(税込)】					1,072 107 1,179

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年8月8日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

⑧の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,072 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/07/03	2023/08/02	
モノクロ		25,018	25,682	664
フルカラー		1,374	1,409	35

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 664 カウント)	1%控除後ご利用カウント	657	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 35カウント)	1%控除後ご利用カウント	34	
基本料金			0
1~	34	8.00	272
【金額合計(税抜)】			1,072

【備考】

SHARP

領 収 証

領収証番号 3111386

発行日 2023年 9月11日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき麹町税務署承認済

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1 住友不動産麹町ガーデンタワー シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容 内 訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円
2023年 9月 4日	口座振替	9,790
合 計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 0570-003338 FAX 06-4964-6308

XE016

7

8

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 16978

日本共産党流山市議団

様

2023年9月25日

金額 ¥1,179

上記の金額正に領収いたしました 但し 8/27締りカーント料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入 印 紙

管理者印	集金者印	作成者印

ビジネス ソリューション System

株式会社 トーエイ

本社 千葉県松戸市大金平5-4-12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額ヲ訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

SHARP

9

領収証

領収証番号 3J10J93

発行日 2023年10月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。尚、内訳は右記の通りとなっております。

金額 ¥9,790

金額を訂正したものの、領収証番号が機械印字されていないもの及び会社印がないものは無効です。

印紙税申告納付につき東 税務署承認済

- ※リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083 東京都千代田区麹町5丁目1番地1-1 住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

Table with columns: 領収日, お支払方法, ご契約番号, 金額. Includes a row for 2023年10月3日 with amount 9,790 and a total row.

<お問い合わせ窓口(発行元)>
〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング シャープファイナンス株式会社 事務センター TEL 0570-003338 FAX 06-4964-6308

2023年10月13日(金) 13:30

0011 北用紙 A3 4901470151383 ¥998 3個 ¥2,994

小計 3点 ¥2,994 (外税10.0%対象額 ¥2,994) 10.0%消費税等 ¥299 外税額計 ¥299

合計 ¥3,293
002 JCB GROUP
会員番号*****1045 1
PC110 一括 990
SC 00 伝票番号 000124978
承認番号 00252669
外税計 ¥3,293
現計 ¥0

10

R0001-#4357

00013679号

領収証 日本共産党 流山市議団 様

¥3,293

明細(別紙) ¥3,293(現金 ¥0)(その他 ¥0)(内消費税等 ¥299) 但し、領品代()として 2023年10月13日、上記正に領収しました。 アークランズ株式会社 登録番号 T4110001013829

ビバホーム流山店 TEL:04-7157-9911 担当者

【ご利用代金明細書】

締切日 銀行振替予定日
2023年9月27日 2023年10月23日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

日本共産党流山市議団

様

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

お客様コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする会社

株式会社 トーエイ

代表取締役番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-9939

担当 ★ [Redacted]
8時-17時 休「日祝」振替[27]

◎社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

【お支払は、ご指定銀行口座より口座振替(SMBCファイナンスにて)させて頂きます。】 発行日 2023年9月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。 *は消費税込金額です。 (9275) No. 60

前回ご請求残高	ご入金 額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	ご請求 残高	
1,179	1,179	0	936	93	1,029	1,029	
年月日	伝票 NO	商 品 名		数 量	単 位	単 価	金 額
23 9 5	905028	TA2553ci コピー料金別紙明細印 【消費税】 【伝票計】		1			936 93 1,029
		日本共産党流山市議団				【税込お買上額】	1,029
		【御買上額(税抜)】 【消費税額等】 《課税対象額 936》 【お買上額合計(税込)】					936 93 1,029

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1
2023年9月5日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

⑪の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 936 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/08/02	2023/09/01	
モノクロ		25,682	26,017	335
フルカラー		1,409	1,427	18

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 335 カウント)	1%控除後ご利用カウント	331	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 18カウント)	1%控除後ご利用カウント	17	
基本料金			0
1~	17	8.00	136
【金額合計(税抜)】			936

【備考】

11

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17026

日本共産党流山市議団

様

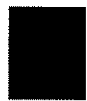
2023年10月23日

金額 ¥1,029

上記の金額正に領収いたしました
但し 9/27締ヒール料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印
		

ビジネス ソリューション System

OA 株式会社 トーエ

本社 千葉県松戸市大金平5-412
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

額訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

12

SHARP

領 収 証

領収証番号 3K10015

発行日 2023年11月10日

日本共産党 流山市議団 御中

平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

- *リース・割賦取引のインボイス(送付請求書)について
- 1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
- 2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容 内 訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円
2023年 11月 6日	口座振替	9,790.0
合 計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

コピー使用料請求内訳書

令和5年10月31日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 飯塚 修司

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
4	0	5	0
5	0	5	0
6	225	5	1,125
7	834	5	4,170
8	446	5	2,230
9	1,092	5	5,460
合計	2,597	5	12,985

13

流山市

登録番号 T1000020122203

納入通知書兼領収書				
下記のとおり納入してください。				
令和5年10月31日				
流山市長 井崎 義治				
納 入 者 名	〒 日本共産党			
	代表 おだぎり たかし 様			
納入金種別 (摘要)			金 額	
複写機使用料 (09)			12,985 円	
()				
合 計				12,985 円
	10%対象 消費税等			12,985 円
上記の金額を領収しました。				
主管課名		議会事務局		
5	一般	番 号	年 月 日	
年度	会計		領 収 印	
科 目	款 目	項 目	節	5. 11. 9
	20	05	03 13	
取引年月日				
令和5年6月1日				
～ 令和5年9月30日				

(納入者控)

3-1

請 求 書

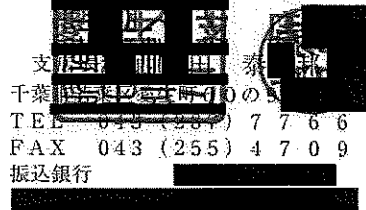
No. 88384

登録番号:T4040001004876

日本共産党 流山市議団 様

R.5年 11月 14日

千原自動車株式会社



受渡場所

下記のとおり御請求申し上げます

合計金額 ¥35,200-

月日	品名	数量	単価	金額	摘要
	1 インクジェットプリンター	10	3,200	32,000	
	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9 小計			32,000	消費税10%対象
	10 消費税			3,200	税率10%
	合計			¥35,200	



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
05-11-24	079	1	N				362	引出
万円	千円	百円	十円	円	角	分	厘	
								お取引金額
								¥35,200
								お取引後元金残高
								¥220
* 振込先 * 2A0362								
お振込先								
ご依頼人 二ホンキョウサントウナガレマシキタンウエダ 様								
15:54								
印紙税申告納付につき千葉東税務署へ納付								

印紙税納付の必要がない場合は、*印で消しております。裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

14

《ご利用代金明細書》

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団
様

締切日 2023年10月27日
お支払予定日 2023年11月24日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

TEL 04-7157-6110 FAX 04-7157-6110

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファミリにて)させていただきます】
発行日 2023年10月31日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。[8273]口座振替(銀行) No. 67

Summary table with columns: 前回ご請求残高, ご入金額, ご入金後残高, 税抜お買上額, 消費税額等, 税込お買上額, 今回ご請求額

Main invoice table with columns: 年月日, 伝票NO, 商品名, 数量, 単位, 単価, 金額, 消費税区分

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウンターサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年10月4日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

⑮の日報

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,208 円

お客様コード: 0471576140000

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/09/01	2023/10/03	
モノクロ		26,017	26,315	298
フルカラー		1,427	1,479	52

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 298 カウント)	1%控除後ご利用カウント	298	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 52カウント)	1%控除後ご利用カウント	51	
基本料金			0
1~	51	8.00	408
【金額合計(税抜)】			1,208

【備考】

15

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17085

日本共産党流山市議団

様


2023年11月24日

金額 ¥1,328

上記の金額正に領収いたしました
但し 10/27締りコピー料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印
		

ビジネス ソリューション System

OA 株式会社 トーエ

本社 千葉県松戸市大金平5-412-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

16

SHARP

領 収 証

領収証番号 3L11G25

発行日 2023年12月11日

日本共産党 流山市議団 御中

各 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容		内 訳	
領収日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円	
2023年 12月 4日	口座振替		9,790
合計			9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

《ご利用代金明細書》

270-0176
 千葉県流山市加4-1688
 日本共産党流山市議団
 様

締切日 2023年11月27日
 お支払予定日 2023年12月25日

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

代表取締役番号 T3-0400-0103-8999

本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

担当★ 8時-17時(休「日祝」振替27)

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCがっけいにて)させていただきます】

*社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。

発行日 2023年11月29日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。[8273] 口座振替(銀行) № 52

前のご請求残高	ご入金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
1,328	1,328	0	1,208	120	1,328	1,328

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
23116	906016	TA2553ci コピーカウント料金別紙明細書 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,208 1,208	10%
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8% 0 0 課税 8% 0 0 課税 10% 1,208 120 非課税 0 【消費税は請求書単位】 *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年11月6日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

⑦の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエイ

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,208 円

弊社担当事業所： 柏事業所
弊社営業担当者： XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード： 0471576140000

お客様コード： 0471576140000

カウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番: RPK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/10/03	2023/11/01	
モノクロ		26,315	27,286	971
フルカラー		1,479	1,531	52

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 971 カウント)	1%控除後ご利用カウント	961	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~		0.80	0
フルカラー			
(ご利用 52カウント)	1%控除後ご利用カウント	51	
基本料金			0
1~		8.00	408
【金額合計(税抜)】			1,208

【備考】

17

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17142

日本共産党流山市議団


様

2023年12月25日

金額 ¥1,328

上記の金額正に領収いたしました
但し 11/27締コピ-カウト料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入 印 紙	管理者印	集金者印	作成者印
			

ビジネス ソリューション System

OA 株式会社 トーエー

本社 千葉県松戸市大金平5-412-1

TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

18

SHARP

領 収 証

領収証番号 4A10W28

発行日 2024年 1月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

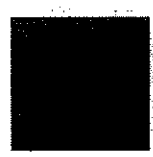
金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社



領 収 内 容 内 訳		金額
領収日	お支払方法 ご契約番号	金額
2024年 1月 4日	口座振替	9,790
合 計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

《ご利用代金明細書》

締切日 2023年12月27日 お支払予定日 2024年1月23日

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団
様

ご請求先コード 0471576140000

ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】
*社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。 発行日 2024年1月4日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) No. 58

Summary table with columns: 前のご請求残高, ご入金金額, ご入金後残高, 税抜お買上額, 消費税額等, 税込お買上額, 今回のご請求額

Main invoice table with columns: 年月日, 伝票NO, 商品名, 数量, 単位, 単価, 金額, 消費税区分

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2023年12月5日

①9の明細書

270-0176
千葉県流山市加4-1688

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,504 円

弊社担当事業所： 柏事業所
弊社営業担当者： XXXXXXXXXX
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード： 0471576140000

お客様コード： 0471576140000

カ ウ ン ト 内 訳

TA2553ci	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/11/01	2023/12/01	
モノクロ		27,286	28,741	1,455
フルカラー		1,531	1,576	45

料 金 内 訳

		カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ				
(ご利用 1,455 カウント)	1%控除後ご利用カウント	1,440		
基本料金 (1,000 カウントまで)				800
1,001~		440	0.80	352
フルカラー				
(ご利用 45カウント)	1%控除後ご利用カウント	44		
基本料金				0
1~		44	8.00	352
【金額合計(税抜)】				1,504

【備考】

コードNo. 0471576140000 領 収 証

No. 17194

日本共産党流山市議団 様


2024年1月23日

金額 ¥1,654

上記の金額正に領収いたしました
但し 12/27締コピーカケ外料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入
印 紙

管理者印	集金者印	作成者印
		

ビジネス ソリューション System

 株式会社 トーエィ

本社 千葉県松戸市大金平5-4-12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

SHARP

領 収 証

領収証番号 4B10C30

発行日 2024年 2月10日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいませようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額	¥9,790
-----	--------

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

- *リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
- 1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
- 2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー

シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容 内 訳		
領 収 日	お支払方法	金 額 円
	ご契約番号	
2024年 2月 5日	口座振替	9,790
合 計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

《ご利用代金明細書》

締切日 2024年1月27日
お支払予定日 2024年2月26日

270-0176
千葉県流山市加4-1688
日本共産党流山市議団
様

ご請求先コード 0471576140000
ICTでオフィスを快適にする

株式会社 トーエイ

印 登録番号 T3-0400-0103-8999
本社 千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888 FAX 047-349-3939

TEL 04-7157-6140 FAX 04-7157-6140

担当★ [Redacted]
8時-17時(休) 日祝 振替[27]

【お支払は、ご指定の銀行口座より口座振替(SMBCファイナにて)させていただきます】
*社印は省略させて頂いております。ご承諾の程お願い申し上げます。 発行日 2024年1月31日

平素はお引立て賜り誠にありがとうございます。下記の通りご請求申し上げます。*は消費税込金額です。 [8273] 口座振替(銀行) No. 59

前のご請求残高	ご入金額	ご入金後残高	税抜お買上額	消費税額等	税込お買上額	今回ご請求額
1,654	1,654	0	1,680	168	1,848	1,848

年月日	伝票NO	商 品 名	数 量	単 位	単 価	金 額	消費税区分
24 111	911022	TA2553ci コピーカウント料金別紙明細印 日本共産党流山市議団	1		[伝票計] [税抜お買上額]	1,680 1,680 1,680	10%
***** ◇消費税区分 ◇税抜合計額 ◇消費税額 軽減課税 8% 0 0 課税 8% 0 0 課税 10% 1,680 168 非課税 0 0 ***** 【消費税は請求書単位です】 *****							

請求書管理No. 0471576140000 【loginID】

カウントサービスご利用明細書

P. 1/1

2024年1月11日

270-0176
千葉県流山市加4-1688

21の明細書

ICTでオフィスを快適にする会社
株式会社 トーエー

日本共産党流山市議団 様

千葉県松戸市大金平5丁目412番地1
TEL 047-309-8888
FAX 047-349-3939

ご利用金額(税抜) 1,680 円

弊社担当事業所: 柏事業所
弊社営業担当者:
カウント検針 1ヶ月毎 請求締区分 27
請求先コード: 0471576140000

お客様コード: 0471576140000

カウ ント 内 訳

TA2553ei	機番:RFK0510928	前回検針内容	今回検針内容	ご利用カウント
日本共産党流山市議団	検針日	2023/12/01	2024/01/05	
モノクロ		28,74L	29,220	479
フルカラー		1,576	1,688	112

料 金 内 訳

	カウント	単価(円)	内訳金額
モノクロ			
(ご利用 479 カウント)	1%控除後ご利用カウント	474	
基本料金 (1,000 カウントまで)			800
1,001~	0	0.80	0
フルカラー			
(ご利用 112カウント)	1%控除後ご利用カウント	110	
基本料金			0
1~	110	8.00	880
【金額合計(税抜)】			1,680

【備考】

コードNo. 0471576140000

領 収 証

No. 17237

日本共産党流山市議団


様

2024年2月26日

金額 ¥1,848

上記の金額正に領収いたしました
但し 1/27締ルビークラウド料金(口座振替)

内訳	小切手	
	現金	

収 入 印 紙	管理者印	集金者印	作成者印
			

ビジネス ソリューション System



本社 千葉県松戸市大金平5-4-12-1
TEL 047-341-7541 FAX 047-346-1772

金額訂正シタルモノ及ビ社印作成者印ナキモノハ無効デス。

SHARP

領 収 証

領収証番号 4C11S59

発行日 2024年 3月11日

日本共産党 流山市議団 御中

拝啓 平素は、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
お支払代金の領収証をご送付させていただきますので、ご確認
の上ご査収下さいますようお願い申し上げます。 敬具

下記金額正に領収致しました。
尚、内訳は右記の通りとなっております。

金 額 ¥9,790

金額を訂正したもの、領収証番号が
機械印字されていないもの及び
会社印がないものは無効です。

印紙税申告納
付につき東
税務署承認済

※リース・割賦取引のインボイス(適格請求書)について
1. インボイスはご契約時に送付したお支払明細書となります。
2. 2023年9月30日までに開始したファイナンスリース取引の
消費税の仕入税額控除は経過措置によりインボイスは不要となります。

〒102-0083
東京都千代田区麹町5丁目1番地1
住友不動産麹町ガーデンタワー
シャープファイナンス株式会社

領 収 内 容 内 訳		
領収日	お支払方法 ご契約番号	金 額 円
2024年 3月 4日	口座振替	9,790
合 計		9,790

<お問い合わせ窓口(発行元)>

〒541-0052
大阪市中央区安土町2丁目3-13
大阪国際ビルディング
シャープファイナンス株式会社
事務センター
TEL 0570-003338
FAX 06-4964-6308

コピー使用料請求内訳書

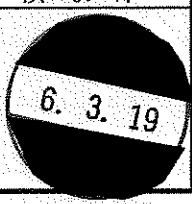
令和6年3月12日

日本共産党 様

流山市議会事務局長 飯塚 修司

月	使用枚数	単価 (用紙代含む)	コピー代
	枚	円	円
10	1,036	5	5,180
11	1,010	5	5,050
12	617	5	3,085
1	160	5	800
2	896	5	4,480
3	0	5	0
合 計	3,719	5	18,595

納入通知書兼領収書				
下記のとおり納入してください。 令和6年3月12日 流山市長				
(住所・氏名)	〒 日本共産党			
	会派代表 おだぎり たかし 様			
納入金種別 (摘要)			金 額	
複写機使用料 (下半期分)			(05)	18,595 円
			()	
合 計				18,595
上記の金額を領収しました。				
主管課名				
5	一般	番 号	年 月 日	
年度	会計		領 収 印	
科 目	款	項	目	節
	20	05	03	13



(納入者控)

資料購入費
(図書購入費等)

資料購入費支出合計 4,860円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R5.10.22	財政分析基礎講座テキスト代	2,860円	①	
R5.11.28	2023年度版 千葉の保育運動資料集	2,000円	②	

1

領収証

NO.20231022-7-2

日本共産党流山市議団 様

¥2,860-

但し 財政分析基礎講座テキスト代として

2023年10月22日 上記正に領収いたしました

NPO 法人 多摩住民自治研究所

〒191-0016 東京都日野市神明3-10-5 エスエフ日野103

TEL 042-586-7651 FAX 042-514-8096

2

領収証

日本共産党流山市議団様 2023年11月28日

★ 2,860-

但 千葉県保育運動
上記正に領収いたしました 資料集

内訳
税抜金額
消費税額等(%)
内訳
税抜金額
消費税額等(%)

千葉県保育問題協議会
〒273-0005 千葉県船橋市本町3-4-3
千葉県保育センター内
TEL 047-424-8102
FAX 047-424-8108
登録番号

五訂版 習うより慣れるの

市町村 財政分析

基礎から
ステップアップ
まで

大和田一紘・石山雄貴・菊池 稔=著

Oowada Ikkou

Ishiyama Yuuki

kikuchi Minoru

5大特徴

「財政状況調査表」に基づき大幅改訂・「e-Stat」にも対応

1. 一話完結・図表中心の57講で段階的に理解できる
2. 巻末の分析表に書き込めば、わかまの財政がわかる
3. パソコンさえあれば、財政資料が入手できる
4. 自治体広報から決算カード、決算統計、予算書まで読みこなせる
5. 各地の市民による手づくり「財政白書」の成果を紹介

21485
6

自治体研究社

五訂版 習うより慣れろの

市町村 財政分析

21496



9784880377308



1920033026008

ISBN978-4-88037-730-8
C0033 ¥2600E

定価(本体2600円+税)

2023年度版(通刊47号)

「千葉の保育運動資料集」

発行のお知らせ

定価 2,000円

(送料：実費ご負担いただきます)

市町村のご協力をいただき、県内の保育所・認定こども園・幼児教室・学童保育に関するデータが掲載されています。待機児童対策、多様な保育ニーズへの対応などがデータの中から読み取れます。

団体で、職場でまた個人、議員の方など、これからの運動・活動において各地で役立ててください。

保育関係資料

- I-01 認可保育所の定員・在籍児童数・職員数等の現状
- I-02-① 認可保育所の新設
- I-02-② 認可保育所の廃止・休止・業務委託
- I-02-③ 認可保育所の統合・定員変更
- I-03 認可保育所徴収金基準額表(3号、標準時間認定)
- I-04 保育所運営費及び市町村・保護者の負担額(2022年度実績)
- I-05 認可保育所の障がい児・医療的ケア・延長保育・給食の実施状況
- I-06 小規模保育事業 A型の定員、在籍児童数、職員数等の現状
- I-07 小規模保育事業 B型の定員、在籍児童数、職員数等の現状
- I-08 家庭的保育事業の現状
- I-09 事業所内保育所の定員、在籍児童数、職員数等の現状
- I-10 無認可保育所の定員、在籍児童数、職員数等の現状
資料 政令市・中核市の無認可保育所施設数・入所児童数
- I-11-① 「認定こども園」・幼保一体化型施設等の現状
- I-11-② 幼保連携型認定こども園運営費及び市町村・保護者の負担額(2022年度実績)
- I-12-① 集計表 「保育施設別の定員数と入所児童数」
- I-12-② 集計表 「支援を必要とする児童の施設別入所数」

幼稚園、幼児教室関係資料

- II-01 幼稚園の定員・在籍児童数・職員数等の現状
- II-02 幼稚園の父母負担軽減の現状
- II-03 私立幼稚園に対する市町村単独の補助2022年度実績
- II-04 幼児教室開設状況

学童保育関係資料

- III-01 学童保育(子どもルーム・児童育成クラブ)開設状況
- III-02 学童保育指導員の身分および保障・待遇・労働条件など
- III-03 学童保育に対する予算・補助の実態(1)公設公営
学童保育に対する予算・補助の実態(2)委託・補助事業
- III-04 学童保育の実態
- III-05 放課後子供教室実施の有無

注文・問い合わせ先

千葉県保育問題協議会

〒273-0005 船橋市本町 3-4-3

一般社団法人千葉保育センター 内

Tel 047-424-8102

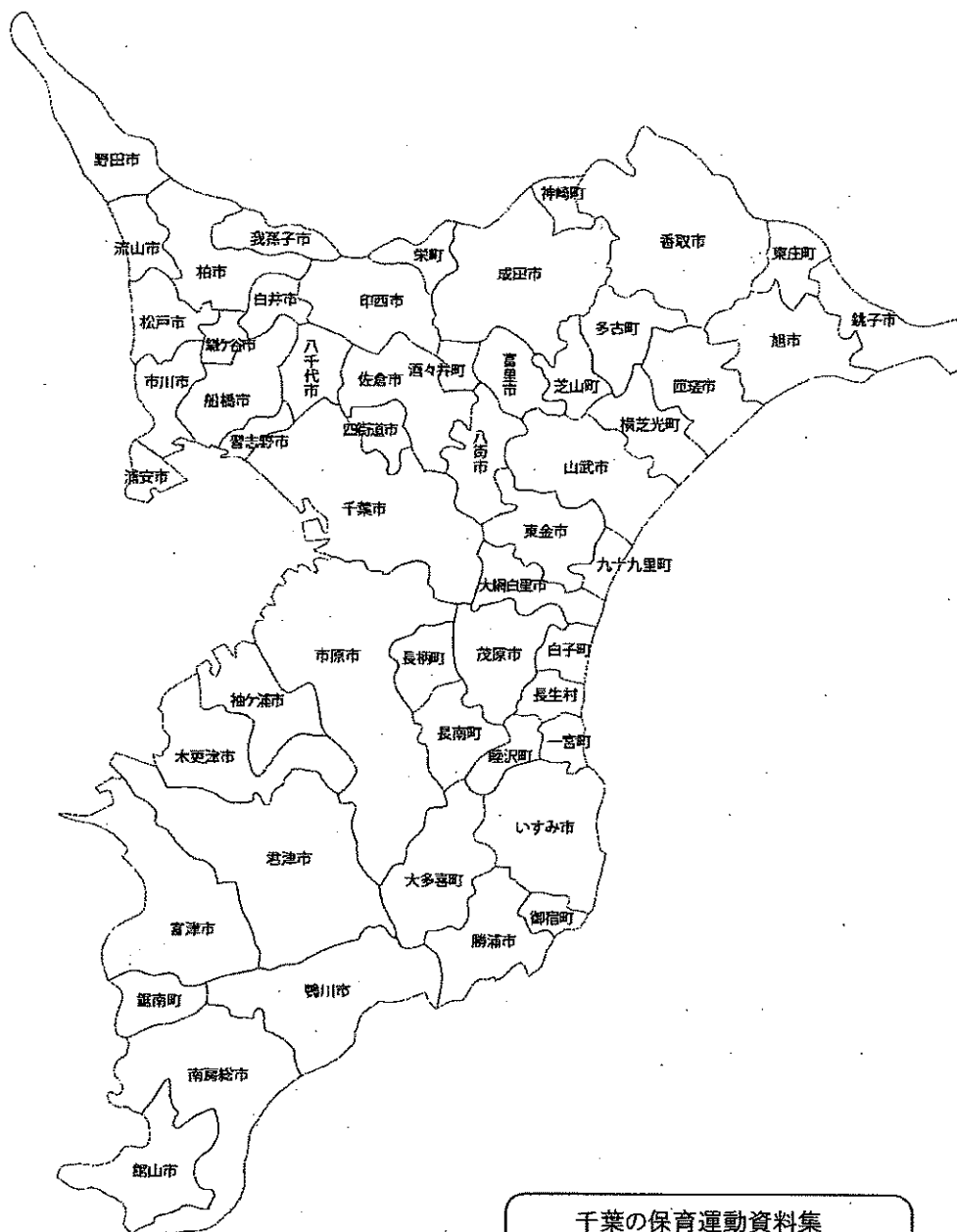
Fax 047-424-8108

E-Mail

chiba-hoiku@sea.pjala.or.jp

2023年度版
千葉の保育運動
資料集

編集・発行 千葉県保育問題協議会



千葉の保育運動資料集
2023年度版(通刊47号)
2,000円
編集・発行 千葉県保育問題協議会
〒273-0005 船橋市本町3-4-3
一般社団法人千葉保育センター内
TEL 047-424-8102 FAX 047-424-8108
E-mail chiba-hoiku@sea.plala.or.jp
印刷 株式会社 宮坂印刷

事務所費

事務所費支出合計 501,980円

年月日	内 容	金 額	領収書 番号	備 考
R5.7.3	家賃	100,000円	①	6月・7月分
R5.7.3	振込手数料	220円	①	
R5.7.21	家賃	50,000円	②	8月分
R5.7.21	振込手数料	220円	②	
R5.8.22	家賃	50,000円	③	9月分
R5.8.22	振込手数料	220円	③	
R5.9.22	家賃	50,000円	④	10月分
R5.9.22	振込手数料	220円	④	
R5.10.20	家賃	50,000円	⑤	11月分
R5.10.20	振込手数料	220円	⑤	
R5.11.24	家賃	50,000円	⑥	12月分
R5.11.24	振込手数料	220円	⑥	
R5.12.21	家賃	50,000円	⑦	1月分
R5.12.21	振込手数料	220円	⑦	
R6.1.19	家賃	50,000円	⑧	2月分
R6.1.19	振込手数料	220円	⑧	
R6.2.28	家賃	50,000円	⑨	3月分
R6.2.28	振込手数料	220円	⑨	

①



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
05-07-03	079	1	N				252	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
お取引金額							消費税	お取引後元振残高
¥100,000							¥220	*****
ご案内		* お振込明細 *		2A0252				
お振込先		[Redacted]					16:28	
ご依頼人		ニホンキヨウサントウナカ"レヤマシキ"クワン ウイダ" 様					印紙税申告納 付につき千葉東 税務署承認済	

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

②



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容
05-07-2	079	1	N				274	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円
お取引金額							消費税	お取引後元振残高
¥50,000							¥220	*****
ご案内		* お振込明細 *		2A0274				
お振込先		[Redacted]					17:57	
ご依頼人		ニホンキヨウサントウナカ"レヤマシキ"クワン ウイダ" 様					印紙税申告納 付につき千葉東 税務署承認済	

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

3



自動サービスご利用明細票

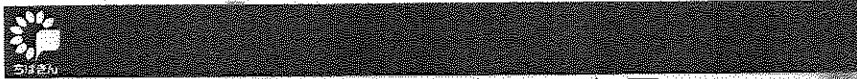
ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
05-08-22	079	3	N				206	引出	
万円	千円	百円	十円	円	角	分	厘		
お取引金額							円	消費税込手数料	円
¥50,000							¥220	お取引後元帳残高	

ご案内		* お振込先		* お振込明細		2C0206			
お振込先		[REDACTED]		[REDACTED]		17:40			
ご依頼人		ニホンキョウサントウカクレマシキダン		ウエツ		様			
		[REDACTED]		[REDACTED]		印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済			

印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

4



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
05-09-22	079	4	N				179	引出	
万円	千円	百円	十円	円	角	分	厘		
お取引金額							円	消費税込手数料	円
¥50,000							¥220	お取引後元帳残高	

ご案内		* お振込先		* お振込明細		2D0179			
お振込先		[REDACTED]		[REDACTED]		17:51			
ご依頼人		ニホンキョウサントウカクレマシキダン		ウエツ		様			
		[REDACTED]		[REDACTED]		印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済			

印紙税納付の必要がない場合は*印で消しております。裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

5

自動サービスご利用明細票
ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	05-10-20	取扱店	079	号機	5	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	264	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	お取引後元帳残高	円
										¥50,000	¥220	*****	
ご案内		* お振込明細 *										2E0264	
お振込先		[Redacted]										17:23	
ご依頼人		ニホフキヨウサントウナガレマシキダウウイダ 様										印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済	

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

6

自動サービスご利用明細票
ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	05-11-24	取扱店	079	号機	1	N	銀行番号	口座店	口座番号	通番	365	お取引内容	引出
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	お取引後元帳残高	円
										¥50,000	¥220	*****	
ご案内		* お振込明細 *										2A0365	
お振込先		[Redacted]										15:55	
ご依頼人		ニホフキヨウサントウナガレマシキダウウイダ 様										印紙税申告納付につき千葉東税務署承認済	

■印紙税納付の必要がない場合は
*印で消しております。
裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

7



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容					
05-12-21	079	1	N				185	引出					
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	お取引後元帳残高	円
										¥50,000	¥220	*****	*****
ご案内		* お振込先		* お振込明細		* 2A0185							
		お振込先		[Redacted]				14:34					
		ご依頼人		ニホンキヨウサントウナカレトマシキウイタ		様		印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済					

印紙税納付の必要がない場合は
 *印で消しております。
 裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

8



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容					
06-01-19	079	1	N				330	引出					
万円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円	お取引金額	円	お取引後元帳残高	円
										¥50,000	¥220	*****	*****
ご案内		* お振込先		* お振込明細		* 2A0330							
		お振込先		[Redacted]				17:41					
		ご依頼人		ニホンキヨウサントウナカレトマシキウイタ		様		印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済					

印紙税納付の必要がない場合は
 *印で消しております。
 裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

9



自動サービスご利用明細票

ご利用いただきましてありがとうございます。

お取扱日	取扱店	号機	NB	銀行番号	口座店	口座番号	通番	お取引内容	
06-02-28	079	1	N				368	引出	
5円	5千円	2千円	千円	500円	100円	50円	10円	5円	1円
お取引金額							円	お取引後元帳残高	
¥50,000							円	円	
							¥220	*****	
ご案内		* お振込明細 *		2A0368					
お振込先		[Redacted]							
ご依頼人		ニホンキョウサントウナガレマシキダツ ウイダ 様							
		[Redacted]							
								17:40	
								印紙税申告納付につき千葉県税務署承認済	

印紙税納付の必要がない場合は
 *印で消しております。
 裏面記載の「お知らせ」をお読みください。

日本共産党流山市議団 殿

(管理会社) 株式会社共栄土地

賃貸人変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在ご契約いただいております、下記物件の賃貸人が、令和6年2月より変更となりますのでお知らせ致します。

今後の賃料等のお支払について、賃貸人変更に伴いまして、賃料等の振込先口座が令和6年2月末お支払分より変更となります。

お手順をお掛け致しますが、下記をご確認の上、お間違いのないようお支払いをお願い致します。

管理業務に関するご連絡（解約・更新）は、今までと変わらず、株式会社共栄土地 賃貸部

(TEL: 047-311-1771) までお願い致します。

ご不明点などございましたら、お気軽にご連絡ください。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1、物件の表示

名称 鈴木アパート
部屋番号 1階 A号室
所在地 千葉県流山市加4-1688

2、賃貸人

<変更前> 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先: [REDACTED]

<変更後> 住所: [REDACTED]
氏名: [REDACTED]
連絡先: [REDACTED]

3、管理会社

<変更無し>
会社名: 株式会社共栄土地 TEL: 047-311-1771
所在地: 千葉県松戸市日暮1-5-9

4、賃料等振込先口座 (令和6年2月末お支払分より)

<変更前> [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

<変更後> [REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

5、お問合せ先

株式会社共栄土地 賃貸部 [REDACTED]
(TEL: 047-311-1771)

賃貸借契約変更の覚書

物件の表示

名称 鈴木貸店舗
 部屋番号 1 階 A 号室
 所在地 千葉県流山市加4丁目1688番地
 賃貸人 [REDACTED]
 賃借人 日本共産党流山市議団、[REDACTED]事務所 (特約により共同使用)

賃貸人と賃借人は表記物件の賃貸借契約(以下「本契約」という。)に関し下記の変更により本契約の契約変更を行い、賃貸人及び賃借人はこれに合意する。

(本契約変更事項)

賃借人名義変更

変更前 日本共産党市議団 代表 [REDACTED]
 [REDACTED]事務所 代表 [REDACTED]
 変更後 日本共産党流山市議団 乾 えり
 乾えり事務所 乾えり

緊急連絡先変更

変更前 日本共産党市議団 : 高橋 光 流山市向小金1-450-21
 [REDACTED]事務所 : [REDACTED]
 変更後 日本共産党流山市議団 氏名 高橋 光
 住所 流山市向小金1-450-21 TEL 04-7146-6168
 乾えり事務所 氏名 [REDACTED]
 住所 [REDACTED] TEL [REDACTED]

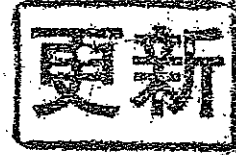
(本契約の継続)

上記変更事項を除く賃貸契約は本契約に基づき継続するものとし、本契約の変更締結の証として本証書2通を作成し当事者双方記名捺印の上、各々1通宛所有する。

2024年 2月 28日

賃貸人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]

賃借人 住所 千葉県流山市三輪野山1-1192-2
 氏名 日本共産党流山市議団 乾 えり
 住所 千葉県流山市三輪野山1-1192-2
 氏名 乾えり事務所 乾えり



頭書 (1)

(事務所用)

物件の表示	名称	鈴木貸店舗	室番号	1階A号室
	所在地	千葉県流山市加4-1688		
	種類	店舗事務所		
	構造	軽量鉄骨造/ストレート葺、2階建、全4戸		
	使用面積	約52.5㎡	新築年月日	平成4年11月
	備考			

頭書 (2)

事業内容	日本共産党市議団事務所
------	-------------

頭書 (3)

契約期間	2022年 6月 1日から 2025年 5月 31日までの3年間
------	----------------------------------

頭書 (4)

名称	金額	支払期限	翌月分を毎月28日までに支払う
月払金	賃料	金50,000円	支払方法 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参
	共益費	無	
	駐車場	— 円	
	合計	金50,000円	
	敷金	金100,000円	
更新料	新賃料の1ヶ月分		
更新手数料	新賃料の0.5ヶ月分		
鍵	No. [REDACTED]		

頭書 (5)

緊急時の連絡先	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
	電話番号	[REDACTED] 携帯電話 [REDACTED]

頭書 (6)

貸主	氏名	[REDACTED]
管理者	住所	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]
	電話番号	[REDACTED]
借主	商号・代表者名	日本共産党流山市議団 代表 [REDACTED]
本社所在地	住所	流山市加4-1688 1階A号室
	電話番号	04-7157-6140

貸借書

※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が乾紳一郎事務所殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。

これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に拠らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。

以下余白

貸主 [] と 借主 日本共産党流山市議団 代表 [] は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年 5月 / 2日

貸主 住所 []
 氏名 []
 電話番号 []

借主 住所 []
 氏名 []
 電話番号 []

連帯保証人 住所 流山市何ヶ谷1-450-21
 氏名 高橋 光
 電話番号 []
 勤務先 [] 電話番号 () - []
 限度額 1,800,000円 (賃料36ヶ月分)

媒介業者 免許番号 千葉県知事(13)第4483号
 所在地 流山市南流山1-9-9
 商号 株式会社共栄土地南流山店 []
 代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝伸 []
 電話番号 04-7-150-0021 []
 取引主任者 (千葉県知事)第074805号 滝口 史子 []

第1条(契約の締結)

甲および乙は、頭書(1)に記載する本物件について、頭書(2)の事業を行うことを目的とする本契約を締結した。

第2条(契約期間および更新)

- 1 契約期間および本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載するとおりとする。
- 2 甲および乙は、頭書(4)の記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新料が定められている場合は、更新の種類に関わらず乙は甲に更新料を支払うものとする。

第3条(賃料)

- 1 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 甲および乙は、次の各号のひとつに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

第4条(管理・共益費)

- 1 乙は、階段・廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・上下水道使用料・清掃費等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、管理・共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の管理・共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により管理・共益費が不相当となったときは、協議の上、管理・共益費を改定することができる。

第5条(負担の帰属)

- 1 甲は、本物件にかかる公租公課を負担する。
- 2 乙は、電気・ガス・水道等専用設備にかかる使用料を負担する。
- 3 乙は頭書(2)記載の営業目的にしたがい使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要になる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第6条(敷金・保証金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 契約期間中に賃料が増額された場合には、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金・保証金の補填として甲に預け入れるものとする。
- 4 甲はこの契約の解除または終了により、乙が当該賃貸借物件について本契約に定める明渡しその他の債務を完全に履行したと認めた場合には、遅滞なく第1項の敷金・保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載する月数分の賃料相当額を差引き、乙に返還するものとする。ただし償却についての定めがない場合には、本項の適用はない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の延滞その他本契約から生じた乙の債務の不履行が存在するときは敷金・保証金から当該債務を差引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 6 前項の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 7 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供する等一切の処分行為をしてはならない。

第7条(反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 二 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第8条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権の譲渡・転貸、または担保の用に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 5 第1項、第3項、第4項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は承諾料として、賃料の1ヶ月に相当する金額を支払うものとする。
- 6 乙は敷金・保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 8 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

第9条(内装造作諸設備工事等)

- 1 借主が以下の工事をする時は、借主は事前に書面による貸主の承諾を得て、貸主が指定又は承認する設計者及び施工者により工事を行うものとし、工事に関する費用は全て借主の負担とする。借主がこれに反して工事をした場合、貸主は中止または撤去を指示することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
 - (1) 本物件内に間仕切り、内装、その他諸造作を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (2) 電気、水道、空調設備等の諸設備を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (3) 金庫、電子計算機等の重量物、または電気容量の大きい機器を設置または増設すること。
 - (4) 看板の掲載、社名表示、または広告を行うこと。
- 2 前項の諸造作及び諸設備に係る不動産取得税、固定資産税の公租公課は宛名名義の如何に拘わらず、借主の負担とする。

第10条(乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意しなければならない。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守し、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合には、その事項を遵守しなければならない。

第11条(契約期間中の修繕)

- 1 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために、修繕の必要が生じた場合には、これを行わなければならない。ただし、この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、別表第3に掲げる修繕を自らの負担において行うものとする。
- 4 本物件内に破損箇所が生じた場合には、乙は速やかに甲に通知し確認を得るものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する責を負う。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 第3条第1項に規定する賃料支払義務。
 - 二 第4条第1項に規定する管理・共益費支払義務。
 - 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されず当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条または第10条の規定する義務に違反したとき(第8条第7項に規定する義務のうち、別表第1第四号から第六号に掲げる行為に係るものを除く)。
 - 三 本物件入居時に、乙または丙について告げた事実で重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算手続の開始。
- 3 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合。
 - 二 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当した場合。
- 4 甲は、乙が別表第1第四号から第六号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第13条(解約)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも 3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から 3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。
- 3 乙が本契約締結後、本契約期間開始前に乙の事情により本契約を解除したときは、乙は違約金として1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、乙に対して少なくとも6ヶ月以上前に、書面で解約の申し入れを行う事により、本契約を解除することができる。但し、この申し入れは正当な事由がなければ効力を生じないものとする。

第14条(一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

第15条(契約の消滅)

本契約は、天災・地震・火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

第16条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。ただし、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を 30日前までに甲に通知しなければならない。

第17条(明渡し時の原状回復等)

- 1 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵がある場合もすべてを甲に引き渡すものとする。
- 2 本契約終了時に本物件等内に乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急かつやむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したもののみならず、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 3 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所および本物件に生じた汚損・損傷箇所をすべて修復して本物件を引き渡し原状に復せしめるものとする。
- 4 本契約が解除、または終了した後、乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対し本契約が解除された日、または消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の2倍額に相当する損害金を支払うものとする。
- 5 借主は頭書(10)の特約条項を含め、別表第4の規定に基づき、原状回復費用を負担する。ただし、原状回復に関する工事は、原状回復の負担区分に拘わらず、貸主の指定業者にて行う。

別表第1 (第8条第7項関係)

一	銃砲・刀剣類または爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
三	騒音等の迷惑行為を行うこと。
四	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
五	本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
六	本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を入りさせること。

別表第2 (第8条第8項関係)

一	階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段・廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	借主以外の名称での表示・看板等の掲出、電話・FAXの引き込みを行う事。

別表第3 (第11条第3項関係)

電球・蛍光灯・LED照明の取替え	ヒューズの取替え
その他費用が軽微な修繕	

別表第4 (第17条 明渡し時の原状回復関係)

「原状回復工事について」
 本契約が終了する場合に借主が行う本物件の原状回復工事については、建物設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）による借主の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）の如何に拘わらず、次の通りとするものとする。
 なお、頭書の特約条項の合意がある場合は、その内容による。

1. 原状回復範囲

原状回復の範囲は、貸室全般及び借主の要請による共用部分の変更部分とする。

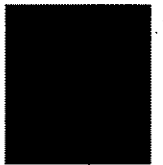
2. 原状回復の内容及び使用

①	内容	床	床破損箇所補修・タイルカーペット全面張り替え。巾木は全面張替
		壁	破損箇所補修の上、全面塗装またはクロス全面張替 ブラインドボックス、窓台、額縁等含む。
		天井	ボード破損箇所補修の上、全面塗装。間仕切り・空調・照明等の移設・増設に伴い天井下加工した場合、その部分は張替を行う。
②	扉	スチール扉全面塗装、入りシリンダーキーの交換、増設または位置を変更した場合、引き渡し時位置・仕様に復旧。	
③	電気設備	二次配線除去。電源増設または移設した場合は、引き渡し時の状態に復旧。	
	照明器具	照明器具、器具清掃・管球交換・追加・撤去した照明器具は、引き渡し時の位置に復旧	
④	空調機	吹出口、吸込口、内部等のクリーニング。増設の場合は、増設空調・ダクト・配管	
		吹出口等付帯設備含め撤去、引渡時の位置に復旧。	
⑤	防災設備	増設の場合は撤去	
	防犯設備	移設の場合は、引渡時の位置に復旧	
⑦	トイレ	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑧	給湯室	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑨	エレベーター ホール 廊下	床	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の床はタイルカーペット全面張替
		壁	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の壁は、破損箇所の補修のうえ、面塗装。
		天井	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の天井は、ボード破損箇所補修のうえ、全面塗装
⑩	その他	サッシ、ブラインドの破損箇所補修、及びクリーニング	
		ブラインドは撤去または新設した場合、引き渡し時の仕様に交換、復旧。	
		貸室全体の工事後クリーニング	
		全てのテナントサインの撤去	

3. 借主が設置した造作・設備等

借主側で設置した造作・設備等及び借主側の要望により貸主が設置した造作・設備等含め、全て撤去し、引き渡し時の状態に回復するものとする。

なお、造作・設備等を設置するために生じた瑕疵、原状変更箇所も借主の費用負担で引き渡しの状態に修繕するものとする。



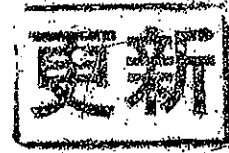
政務活動費備品等台帳

会派・交付議員名

購入・リース契約年月日	品名及び形式	数量	購入・リース	金額	備考
H23. 10. 14	HORIBA 環境放射線計測器 (PA-1000Radi)	1	購入	86,300円	
	消費税			4,315円	
H25. 7. 3	市議団事務所コピ-機 (シ-ソフト)	1	リース	8,715円/月	H25.7.3~H30.4月分迄
				9,860円/年	H30.5月分~H31.3月分迄
				8,964円/年	R1.6月分~R2.3月分迄
				5,478円/半年分	R2.4月分~9月分迄
R2. 9. 30	市議団事務所コピ-機 (シ-ソフト)	1	リース	9,900円/月	R3.2月分~

CENTURY 21

賃貸借契約書



頭書 (1)

(事務所用)

物件の表示	名称	鈴木貸店舗	室番号	1階A号室
	所在地	千葉県流山市加4-1688		
	種類	店舗事務所		
	構造	軽量鉄骨造/ストレート葺、2階建、全4戸		
	使用面積	約52.5㎡	新築年月日	平成4年11月
	備考			

頭書 (2)

事業内容	■■■■■■■■■■の事務所
------	----------------

頭書 (3)

契約期間	2022年 6月 1日から 2025年 5月 31日までの3年間
------	----------------------------------

頭書 (4)

名称	金額	支払期限	翌月分を毎月28日までに支払う
月払金	賃料	金30,000円	支払方法 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input checked="" type="checkbox"/> 振込 <input type="checkbox"/> 持参 金融機関: ■■■■■■■■ 口座番号: 普通・■■■■■■■■ 口座名義人 ■■■■■■■■ 口座名義人電話番号 ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ 鍵 No. ■■■■■■■■
	共益費	無	
	駐車場	— 円	
	合計	金30,000円	
	敷金	金100,000円	
一時金	更新料	新賃料の1ヶ月分	
	更新手数料	新賃料の0.5ヶ月分	

頭書 (5)

緊急時の連絡先	住所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		
	氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■		
	電話番号	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■	携帯電話	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■

頭書 (6)

貸主	氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
管理者	住所	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	氏名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
	電話番号	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
借主	商号・代表者名	■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
本社所在地	住所	流山市加4-1688 1階A号室
	電話番号	04-7157-6140

特約事項	※本物件は構造上一の事業者に一括して賃貸するものであるが、乙の求めに応じ、甲は乙が日本共産党流山市議団殿と本物件を共同使用することを特に認めるものとする。
	これに当たり、乙は共同使用者間の紛争等については自ら解決を図るものとし、甲はこれに一切関与しないものとする。また万が一事故等の発生の際は、その責任の所在に抛らず共同使用者は連帯してその責任を負うものとする。共同使用者の一方が退去する際は、残る一方もこれに合わせ同時に退去するものとする。
	以下余白

貸主 [REDACTED] と 借主 [REDACTED] 事務所 [REDACTED] は表記建物賃貸借契約を締結し、本契約書を2通作成して当事者署名押印のうえ、各1通を保有する。

2022年5月/2日

貸主 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED] 印
 電話番号 [REDACTED]

借主 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]

連帯保証人 住所 [REDACTED]
 氏名 [REDACTED]
 電話番号 [REDACTED]
 勤務先 [REDACTED] 電話番号 () -
 限度額 1,080,000円 (賃料36ヶ月分)

媒介業者 免許番号 千葉県知事(13)第4483号
 所在地 流山市南流山1-9-9
 商号 株式会社共栄土地南流山店 [REDACTED]
 代表者氏名 代表取締役 長谷川 勝 [REDACTED]
 電話番号 04-7150-0021 [REDACTED]
 取引主任者 (千葉県知事) 第074805号 滝口 史 [REDACTED]

第1条(契約の締結)

甲および乙は、頭書(1)に記載する本物件について、頭書(2)の事業を行うことを目的とする本契約を締結した。

第2条(契約期間および更新)

- 1 契約期間および本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載するとおりとする。
- 2 甲および乙は、頭書(4)に記載にしたがい、協議の上、本契約を更新することができる。
- 3 更新料が定められている場合は、更新の種類に関わらず乙は甲に更新料を支払うものとする。

第3条(賃料)

- 1 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。
- 2 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 3 甲および乙は、次の各号のひとつに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合。

第4条(管理・共益費)

- 1 乙は、階段・廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費・上下水道使用料・清掃費等(以下この条において「維持管理費」という)に充てるため、管理・共益費を甲に支払うものとする。
- 2 前項の管理・共益費は、頭書(4)の記載に従い、支払わなければならない。
- 3 1ヶ月に満たない期間の管理・共益費は、1ヶ月を30日として日割計算した額とし、1円未満の端数は切り捨てとする。
- 4 甲および乙は、維持管理費の増減により管理・共益費が不相当となったときは、協議の上、管理・共益費を改定することができる。

第5条(負担の帰属)

- 1 甲は、本物件にかかる公租公課を負担する。
- 2 乙は、電気・ガス・水道等専用設備にかかる使用料を負担する。
- 3 乙は頭書(2)記載の営業目的にしたがい使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要になる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

第6条(敷金・保証金)

- 1 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金・保証金を甲に預け入れるものとする。
- 2 乙は、本物件を明渡すまでの間、敷金・保証金をもって賃料、管理・共益費その他の債務と相殺をすることができない。
- 3 契約期間中に賃料が増額された場合には、乙は、頭書(4)に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金・保証金の補填として甲に預け入れるものとする。
- 4 甲はこの契約の解除または終了により、乙が当該賃貸借物件について本契約に定める明渡しその他の債務を完全に履行したと認めた場合には、遅滞なく第1項の敷金・保証金より償却費として解約時、頭書(4)に記載する月数分の賃料相当額を差引き、乙に返還するものとする。ただし償却についての定めがない場合には、本項の適用はない。
- 5 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の延滞その他本契約から生じた乙の債務の不履行が存在するときは敷金・保証金から当該債務を差引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。
- 6 前項の場合には、甲は、敷金・保証金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。
- 7 乙は、敷金に関する債権を第三者に譲渡し、または担保の用に供する等一切の処分行為をしてはならない。

第7条(反社会的勢力の排除)

- 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- 一 自ら、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋等若しくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。
 - 二 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
 - 四 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

第8条(禁止または制限される行為)

- 1 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部または一部につき、賃借権の譲渡・転貸、または担保の用に供してはならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、本物件の全部または一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、または転貸してはならない。
- 3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築・改築・移転・改造若しくは模様替または本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 4 乙は甲の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 5 第1項、第3項、第4項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は承諾料として、賃料の1ヶ月に相当する金額を支払うものとする。
- 6 乙は敷金・保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 8 乙は、本物件の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。

第9条(内装造作諸設備工事等)

- 1 借主が以下の工事をする時は、借主は事前に書面による貸主の承諾を得て、貸主が指定又は承認する設計者及び施工者により工事を行うものとし、工事に関する費用は全て借主の負担とする。借主がこれに反して工事をした場合、貸主は中止または撤去を指示することができるものとし、これに要する費用は借主の負担とする。
 - (1) 本物件内に間仕切り、内装、その他諸造作を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (2) 電気、水道、空調設備等の諸設備を新設、付加、除去、変更その他原状を変更すること。
 - (3) 金庫、電子計算機等の重量物、または電気容量の大きい機器を設置または増設すること。
 - (4) 看板の掲載、社名表示、または広告を行うこと。
- 2 前項の諸造作及び諸設備に係る不動産取得税、固定資産税の公租公課は宛名名義の如何に拘わらず、借主の負担とする。

第10条(乙の管理義務)

- 1 乙は、本物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用しなければならない。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意しなければならない。
- 3 乙は、管理規約・使用細則等を遵守し、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合には、その事項を遵守しなければならない。

第11条(契約期間中の修繕)

- 1 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために、修繕の必要が生じた場合には、これを行わなければならない。ただし、この場合において、乙の故意または過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、別表第3に掲げる修繕を自らの負担において行うものとする。
- 4 本物件内に破損箇所が生じた場合には、乙は速やかに甲に通知し確認を得るものとする。その通知が遅れたことにより甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する責を負う。

第12条(契約の解除)

- 1 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。
 - 一 第3条第1項に規定する賃料支払義務。
 - 二 第4条第1項に規定する管理・共益費支払義務。
 - 三 前条第1項後段に規定する費用負担義務。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条または第10条の規定する義務に違反したとき(第8条第7項に規定する義務のうち、別表第1第四号から第六号に掲げる行為に係るものを除く)。
 - 三 本物件入居時に、乙または丙について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他本契約書に規定する乙の義務に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止、破産手続の開始、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、特別清算手続の開始。
- 3 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
 - 一 第7条各号の確約に反する事実が判明した場合。
 - 二 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当した場合。
- 4 甲は、乙が別表第1第四号から第六号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

第13条(解約)

- 1 乙は、甲に対して少なくとも 3 ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を解約することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、解約申入れの日から 3 ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 3 ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。
- 3 乙が本契約締結後、本契約期間開始前に乙の事情により本契約を解除したときは、乙は違約金として1ヶ月分の賃料相当額を甲に支払わなければならない。
- 4 甲は、乙に対して少なくとも6ヶ月以上前に、書面で解約の申し入れを行う事により、本契約を解除することができる。但し、この申し入れは正当な事由がなければ効力を生じないものとする。

第14条(一部滅失等による賃料の減額等)

本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。

第15条(契約の消滅)

本契約は、天災・地変・火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

第16条(明渡し)

- 1 乙は、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。ただし、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を 30 日前までに甲に通知しなければならない。

第17条(明渡し時の原状回復等)

- 1 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵がある場合もすべてを甲に引き渡すものとする。
- 2 本契約終了時に本物件等内に乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急かつやむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 3 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所および本物件に生じた汚損・損傷箇所をすべて修復して本物件を引き渡し原状に復せしめるものとする。
- 4 本契約が解除、または終了した後、乙が明渡しを遅延したときは、乙は甲に対し本契約が解除された日、または消滅した日の翌日から明渡し完了日までの間の賃料の2倍額に相当する損害金を支払うものとする。
- 5 借主は頭書(10)の特約条項を含め、別表第4の規定に基づき、原状回復費用を負担する。ただし、原状回復に関する工事は、原状回復の負担区分に拘わらず、貸主の指定業者にて行う。

- 第18条 (立入り)
- 1 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者、または本物件を譲り受けようとする者が確認をするときは、甲および確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立入ったときは、立入り後その旨を乙に通知しなければならない。
- 第19条 (連帯保証人)
- 1 丙は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。
 - 2 前項の丙の負担は、頭書(7)及び記名押印欄に記載する極度額を限度とする。
 - 3 丙が甲に対し、身分証明書を提示して、賃料その他本契約に基づいて乙が負担する債務についての不履行の有無及びその額に関する情報の提供を求めたときは、甲は、甲の指定する方法により、当該情報を提供するものとし、乙はこれに異議を述べない。
 - 4 連帯保証人がいない場合には本条の適用はない。
- 第20条 (機関保証)
- 1 本契約は、 が提供する保証機関(以下、保証機関)により、乙の債務を担保するものとする。
 - 2 機関保証の内容については別に定めるところとし、甲および乙は、本契約締結と同時に機関保証を利用するための必要手続きを行わなければならない。
 - 3 乙が前項の手続きを行わない場合、その他乙の責めに帰すべき事由により機関保証が利用できない場合は、本契約は成立しない。その場合においても、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明渡すまでのあいだの賃料相当額を負担しなければならない。
 - 4 前項本文の場合において、甲乙間の合意により別に連帯保証人を立てることとした場合は、前項の規定にかかわらず、甲と連帯保証人のあいだで連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が成立したものとみなす。この場合、前条第1項を適用する。
 - 5 機関保証を利用しない場合には、本条の適用はない。
- 第21条 (甲の通知義務)
- 甲は次の各号のひとつに該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知するものとする。
- 一 賃料等の支払い方法の変更。
 - 二 頭書(6)に記載した管理者の変更。
- 第22条 (乙の通知義務)
- 乙は、次の各号のひとつに該当するときは、直ちにその旨を書面により甲に通知するものとする。
- 一 乙に本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があったとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合には、第8条第1項の定めにしたがうものとする。
 - 二 長期間にわたり休業するとき。
 - 三 丙の住所・氏名・連絡先・その他の変更。
 - 四 丙の死亡または解散。
 - 五 丙の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力または資力を失ったとき。
- 第23条 (遅延損害金)
- 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
- 第24条 (消費税)
- 契約期間の途中において消費税率の改定が行われた場合には、賃貸人からの通知の有無にかかわらず、消費税率改定後の本物件に関わる消費税額については当然に改定後の税率により計算するものとする。
- 第25条 (免責)
- 地震・火災・風水害等の災害、盗難その他不可抗力による事故、または、甲もしくは乙の責によらない電気・ガス・給排水等の設備によって生じた甲または乙の損害について、甲乙は互いにその責を負わない。
- 第26条 (協議)
- 甲および乙は、本契約書に定めがない事項および本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令および慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。
- 第27条 (合意管轄裁判所)
- 本契約に基づく紛争に関し、訴訟を提起する必要がある場合には、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
- 第28条 (準拠法)
- 本契約は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 第29条 (特約条項)
- 第28条までの規定以外に、本契約の特約については、頭書に記載のとおりとする。

別表第1 (第8条第7項関係)

一	銃砲・刀剣類または爆弾性、発火性を有する危険な物品等を製造または保管すること。
二	大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、または備え付けること。
三	騒音等の迷惑行為を行うこと。
四	本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
五	本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
六	本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

別表第2 (第8条第8項関係)

一	階段・廊下等の共用部分に物品を置くこと。
二	階段・廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
三	借主以外の名称での表示・看板等の掲出、電話・FAXの引き込みを行う事。

別表第3 (第11条第3項関係)

電球・蛍光灯・LED照明の取替え	ヒューズの取替え
その他費用が軽微な修繕	

別表第4 (第17条 明渡し時の原状回復関係)

「原状回復工事について」

本契約が終了する場合に借主が行う本物件の原状回復工事については、建物設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び借主の通常の使用により生じる損耗等（通常損耗）の如何に拘わらず、次の通りとするものとする。ただし、頭書の特約条項の合意がある場合は、その内容による。

1. 原状回復範囲

原状回復の範囲は、貸室全般及び借主の要請による共用部分の変更部分とする。

2. 原状回復の内容及び使用

①	内容	床	床破損箇所補修・タイルカーペット全面張り替え。巾木は全面張替
		壁	破損箇所補修の上、全面塗装またはクロス全面張替 ブラインドボックス、窓台、額縁等含む。
		天井	ボード破損箇所補修の上、全面塗装。間仕切り・空調・照明等の移設・増設に伴い天井面を加工した場合、その部分は張替を行う。
②	扉	スチール扉全面塗装、入りシリンダーキーの交換、増設または位置を変更した場合、引き渡し時の位置・仕様に復旧。	
③	電気設備	二次配線除去。電源増設または移設した場合は、引き渡し時の状態に復旧。	
	照明器具	照明器具、器具清掃・管球交換・追加・撤去した照明器具は、引き渡し時の位置に復旧	
④	空調機	吹出口、吸込口、内部等のクリーニング。増設の場合は、増設空調・ダクト・配管	
		吹出口等付帯設備含め撤去、引渡時の位置に復旧。	
⑤	防災設備	増設の場合は撤去	
⑥	防犯設備	移設の場合は、引渡時の位置に復旧	
⑦	トイレ	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑧	給湯室	借主の要請により共用部分を変更した場合、引渡時の仕様に復旧。	
⑨	エレベーター ホール 廊下	床	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の床はタイルカーペット全面張替
		壁	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の壁は、破損箇所の補修のうえ、全面塗装。
		天井	借主の要請により共用部分を変更した場合、変更した共用部分の天井は、ボード破損箇所補修のうえ、全面塗装
⑩	その他	サッシ、ブラインドの破損箇所補修、及びクリーニング	
		ブラインドは撤去または新設した場合、引き渡し時の仕様に交換、復旧。	
		貸室全体の工事後クリーニング	
		全てのテナントサインの撤去	

3. 借主が設置した造作・設備等

借主側で設置した造作・設備等及び借主側の要望により貸主が設置した造作・設備等含め、全て撤去し、引き渡し時の状態に回復するものとする。

なお、造作・設備等を設置するために生じた瑕疵、原状変更箇所も借主の費用負担で引き渡しの状態に修繕するものとする。